消費税率の引き上げに関する諸問題

関西大学大学院
経済学研究科・経済学専攻
21M3063・邵　宇釗

消費税率の引き上げに関する諸問題

経済学研究科・経済学専攻
租税政策研究
21M3063 邵 宇釗

論文要旨

日本の債務残高はGDPの2倍以上で、世界の先進国の中で最も高い水準になっている。深刻な財政赤字状況を一刻も早く解消するため、歳出削減と増税の実現は不可欠である。

近年リーマンショックやコロナショックなど世界的な経済不況により、景気対策として政府は大規模な財政の出動をしている。また、少子高齢化が進んでいる日本は、社会保障費用の支出も増え続けている。膨大な借金は返済する必要があり、赤字国債だけでは、社会保障制度は維持できない。安定的な財源を確保するためには、増税を余儀なくされる可能性が高い。

所得課税は、働く世代など特定の人に負担が集中しやすい一面を持ち、税率の引き上げによる勤労意欲を阻害する可能性がある。消費税は世代間の公平に優れた税金であり、景気による税収の変動も小さく、安定的な財源だと考えられる。2012年8月、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の成立により、消費税法の一部が改正された。主な改正内容は、消費税率を引き上げることと増収分の消費税収は、すべて社会保障財源に充てることである。

本研究では、消費税率の引き上げがもたらす「景気に対するマイナス影響」と「負担の逆進性問題」について検討をおこなった。本研究で得られた結果は以下のようにまとめることができる。

第1に、消費税増税による経済への影響を見る際には、外部的要因や社会保障まで視野を広げる必要がある。特に、2019年の増税事

例を見る際には、米中貿易戦争やCOVID-19などの影響も留意すべきである。2019年消費税増税時には、様々な景気対策を行われ、経済への影響は限定的だったとみられる。

第2に、2019年消費税率引き上げ前後、駆け込み消費とそれに対する反動減が発生していたが、全階層の消費支出の回復が2019年12月にあらわれた。消費税増税に対する消費行動の変化は所得階層によって、かなり異なる。全体的に見ると、消費行動に与える影響は軽微である。

第3に、軽減税率を導入しても、消費税は依然として「逆進的」な構造を持っている。また、軽減税率による低所得者層への消費税負担率の軽減はそれほど大きくない。有効的な逆進性対策として、給付付き消費税額控除の導入を検討すべきだ。

消費税は、少子高齢化社会における重要な財源である。今後も消費税増税の問題は、避けては通らない問題である。消費税増税の議論は、「受益」と「負担」の両方から、全体を眺めて判断をする必要がある。また、消費税率の引き上げが経済にどのような影響を与えるかについては、冷静な分析や議論が必要となるだろう。

目次

はじめに

第１章　日本の消費税改革について
1-1.　消費税制度の沿革
1-2.　消費税制度の現状と問題点

第２章　消費税増税と景気
2-1.　マクロ経済への影響
2-2.　消費行動への影響
2-3.　データ分析と解説

第３章　軽減税率の下での消費税負担
3-1.　既存研究の議論
3-2.　所得階級別の計測
3-3.　生涯税負担の計測

第４章　消費税の負担軽減対策
4-1.　イギリスの複数税率制度
4-2.　カナダの給付付き消費税額控除制度
4-3.　複数税率制度と給付付き税額控除制度の比較

おわりに

参考文献

はじめに

日本の債務残高は、GDP の 2 倍以上であり、世界の先進国の中で最も高い水準になっている。深刻な財政赤字状況を一刻も早く解消するため、歳出削減と増税の実現は不可欠である。

しかし、歳出を削減することはそれほど簡単なことではない。日本の財政支出は、バブル崩壊後、ほぼ一貫して増加している。1990 年度の政府の一般会計歳出は 66.2 兆円で、うち社会保障支出は 11.6 兆円だった。2021 年度になると、政府の一般会計歳出は 144.6 兆円に達し、社会保障支出は 1990 年度と比べ、大幅に増加し 50.1 兆円に達した[1]。1990 年度と 2021 年度の歳出構造の変化を見ると、社会保障支出が大きく伸びている。

歳出増加の背景にあったのは少子高齢化の深刻化である。内閣府の「令和 4 年版高齢社会白書」によれば、2021 年 10 月 1 日時点で日本の総人口は 1 億 2,550 万人となっているが、65 歳以上の人口は 3,621 万人となり、高齢化率は過去最高の 28.9%となった。総人口が減少する中で高齢者数が増加することにより、政府の社会保障支出も増え続けている。膨大な借金は返済する必要があり、赤字国債だけでは、社会保障制度は維持できない。社会保障制度の安定的な財源を確保するためには、増税が不可避であると考えられる。

世界に目を向けると、日本の社会保障支出の対 GDP 比は比較的高く、負担にあたる租税収入の対 GDP 比は低い水準になっている。2010 年、政府は「社会保障と税の一体改革」の検討を開始した。2012 年 8 月、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の成立により、消費税法の一部が改正された。主な改正内容は、消費税率を引き上げることと増収分の消費税収は、すべて社会保障財源に充てることである。その後、2014 年 4 月に消費税率は 5%から 8%に上げられた。2019 年 10 月には、現行の消費税率 10%に引き上げられた。

---

1 財務省「令和３年度決算の説明」による

税率引き上げと同時に、酒類・外食を除く飲食料品と週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約）を対象に税率 8%の軽減税率制度が導入された。

2020 年には、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）は想像を超えるスピードで、全世界に波及していった。それは世界的規模な経済停滞を招き、第二次世界大戦以来最大の危機とも呼ばれた。各国政府は COVID-19 に対応するために、大規模な財政出動を行った。日本を例にとると、2020 年の国債発行額は 108.6 兆円に達し、これまでの国債発行額を大幅に上回っている[2]。巨額の財政支出を行った日本政府の財政状況は、より一層深刻な問題になるだろう。

2022 年 10 月 26 日、政府税制調査会は消費課税について議論をおこなっている。土居丈朗委員は、「未来永劫、日本が消費税率を 10 パーセントにしたままで財政がもつとはとても思えない」と述べた。また、複数の参加委員から、厳しい財政状況に向けて、中長期的な視点で消費税率引き上げに関して議論すべき意見が出された。しかし、消費税は我々の消費行動に関わっており、消費税率を引き上げると、国民の負担が重くなり、国民の間に大きな反発が生じる。消費税率引き上げの反対論としては、特に景気に対するマイナスの影響と逆進性の問題などが挙げられる。

そこで、本稿では財政健全化のため消費税率の引き上げを前提に、消費税増税がもたらす諸問題を考察し、望ましい消費税制のあり方を論じていく。

本稿の具体的な構成は以下の通りである。

第 1 章では、日本の消費税改革について簡単な議論を行う。第 1 節は、消費税の沿革を紹介する。近年、消費税はかなりの税収規模となっており、期待できる税目になっている。第 2 節では、消費税制度のしくみを紹介する。消費税の納税義務者は事業者となっているが、その税負担は事業者に求めるではなく、価格に転嫁される形

2 財務省「国債発行額（実績ベース）」による

で消費者が最終負担者になる。消費税制度のしくみを理解する上で、その問題点を議論する。

第 2 章では、消費税率引き上げによる景気への影響に関して研究する。第 1 節では、消費税の経済的影響の議論を整理するうえで、過去の消費税増税の事例を通じた先行研究の結論を紹介する。第 2 節では、先行研究を利用して、消費税増税と物価上昇の関係を議論する。さらに、消費税増税による消費行動への先行研究も紹介する。第 3 節では、2021 年まで最新のデータを利用して、2019 年の増税事例を考察する。

第 3 章は、現行消費税の負担を計測する研究である。第 1 節では、既存研究のサーベイを行い、消費税負担に関する計測手法および結果を整理する。第 2 節では、使用する『家計調査』のデータと計測手法を説明するうえで、ある一時点の消費税負担の計測を行う。第 3 節において、生涯所得および生涯消費を推計したうえで、生涯の消費税負担を計測する。ただし、計測にあたっては、複数税率化への対応などを新たに考慮している。

第 4 章は、逆進性の緩和策を紹介する研究である。逆進性の緩和策には、大きくわけると 2 つの措置が存在する。ひとつは、生活必需品等を対象とした軽減税率を設定する複数税率制度である。いまひとつは、給付付き消費税額控除制度である。日本で採用されたのが軽減税率制度である。第 1 節では、イギリスの複数税率制度を紹介する。第 2 節では、カナダで消費税の逆進性対策としての給付付き消費税額控除制度の概要を紹介する。第 3 節では、給付付き税額控除制度と複数税率制度のどちらを採用すべきかを、所得階層別の税負担の変化のシミュレーションを踏まえて、議論する。

最後に本研究で得られた結果をまとめることでむすびとする。

第 1 章　日本の消費税改革について

この章では、日本の消費税改革について、その沿革と現状を見ていくことで、消費税制度が抱える問題点を明確化する。

1-1. 消費税制度の沿革

消費税は、財・サービスに対して広く公平に課される間接税の一種として知られている。ヨーロッパ諸国では、付加価値税（Value-added tax）または物品サービス税（Goods and services tax）ともよばれる。フランスが 1954 年消費税制度を導入して以来、2022 年現在、世界 164 カ国で導入されている[3]。日本では、1989 年 4 月から税率 3%の消費税を採用していた。本節では、消費税導入の経緯および変遷を簡単に紹介し、消費税の役割について論じていく。

1949 年 9 月に発表されたシャウプ勧告は、戦後日本税制に大きな影響を与えた。シャウプ税制改革は、直接税を中心とし、間接税を補助とする税制を確立した。消費税導入以前の主な間接税制度は「物品税」であった。

1973 年 10 月の第 1 次石油ショックにより、日本は戦後初めてのマイナス成長を記録した。法人税と所得税の税収が大幅に減少し、財政状況の悪化があらわれ、消費税の導入が話題に上った。財政再建のため、1978 年 12 月に大平内閣(1978 年～1980 年)のもとで「一般消費税大綱」を発表された。単一税率 5%の「一般消費税」の導入が提案されたが、世論の反発を受け導入が見送られた。

1980 年代には、主要先進国は税率構造の簡素化と累進税率表緩和の税制改革をおこなっていた。特に、1984 年に発表されたアメリカ財務省の「公平、簡素および経済成長のための税制改革」報告書では、経済成長を重視していた。アメリカのレーガン大統領のもと

3 詳細については、全国間税会総連合会「消費税などの税に関する情報」（https://www.kanzeikai.jp/index.asp?patten_cd=12&page_no=154）を参照されたい

で、大幅な法人税減税と所得税減税が実現できた。その影響を受け、1986 年 10 月に政府税制調査会は、「税制の抜本的見直しについての答申」において、4 つの改革案を提示した。その中には、「税率表のフラット化による所得税・住民税の減税」、「最高税率引き下げによる法人税の減税」が明記されていた。

また、経済活動への中立性に配慮した公平な税制を実現するという観点から、特定の物品を対象とした「物品税」ではなく、課税ベースの広い新型間接税を導入する必要性が浮上した。そこで、1987 年に中曽根内閣（1982 年～1987 年）は、税率 5%の「売上税」導入を提案した。その他に、所得税、法人税と利子課税の改正が提案された。税制改革による増減収額の試算によると、初年度は約 6,600 億円の減収、平年度は約 390 億円の増収と見込まれている[4]。しかし、中曽根内閣での売上税導入構想は公約違反とみなされ、世論から強い批判を受け、「売上税」を含む税制改革案は廃案になった。

1989 年 4 月に、竹下内閣（1987 年～1989 年）の抜本的税制改革による税率 3%の消費税制度が導入された。当時の税制改革は「減税超過型」の改革であり、所得税と法人税の減税規模は消費税率の増税規模を超えていた。具体的には、所得税の税率構造を 15 段階から 5 段階、最高税率は 70%から 50%への緩和措置を実施し、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の引き上げ等もおこなわれた。法人税率は 43.3%から 37.5%へ引き下げなど所得課税の軽減措置を実施していた。また、既存の間接税のうち物品税、トランプ類税、砂糖消費税、電気税、ガス税などを廃止した。酒税においては従価税制度の廃止や税率の引き下げを行い、タバコ税についても課税方式を従量税に一本化し税率を引き下げた。

1990 年代に入って、バブルが崩壊し、日本経済は長期的な経済停滞に陥った。厳しい財政と経済情勢に直面し、消費税改革の議論は止まらなかった。村山内閣（1994 年～1996 年）のもとで、税制改革をおこなった。景気対策として、所得税・個人住民税の先行減税と

4 詳細については、石（2009）を参照されたい

財源調達手段の消費税率の引き上げ法が成立した。1994 年度から 1996 年度にかけて、特別減税と制度減税を合わせて、計 13 兆円の先行減税が実施された。1997 年 4 月に、消費税率は 3%から 5%へと引き上げられた。1997 年の消費税改正時には、消費譲与税を廃止し、消費税収の 25%を占める地方消費税が創設された。この地方消費税は国に納付された後、各自治体に消費基準によって配分されることになる。

その後の大きな消費税改正は、野田内閣（2011 年～2012 年）による税制改革である。2012 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、2014 年 4 月に 5%から 8%へ引き上げられた。本来、法案では 2015 年 10 月に消費税率を 10%に引き上げると明記していたが、8%への増税時に駆け込み需要の反動で消費が落ち込んだことを踏まえ、安倍内閣（2012 年～2020 年）は 2017 年 4 月までの消費税率の引き上げ延期を表明した。さらに、海外景気の失速で経済危機のリスクを回避するため、2019 年 10 月へ二度目の延期が表明された。2019 年 10 月に、10%への消費税率引き上げと同時に 8%の軽減税率が導入された。

以上が消費税制度の歴史であり、その変遷を明らかにするものは図 1-1 と図 1-2 である。図 1-1 は、一般会計税収額と消費税が一般会計税収に占める割合の推移である。この図からわかるように消費税率を引き上げる時には、消費税が一般会計税収に占める割合も増加の傾向がある。消費税が導入された 1989 年は、一般会計税収に占める割合は約 6%程度であった。2020 年決算額のデータを見ると、税収額は 21 兆円になり、一般会計税収に占める割合は 30%を超えていったことがわかる。だが、一般会計税収額の変化はかなり異なるのである。現行の消費税率を引き上げたのは 2019 年であったが、当年度の一般会計税収は減収現象があった。原因として、増税の時期は 10 月であったため、当年度に対する影響は小さいだと考えられる。さらに、1997 年に消費税率が引き上げられたが、翌年の一般会

計税収額は減少した。1989 年と 2014 年の事例では、消費税増税に伴って、一般会計税収額が増えていた。

出所：財務省「一般会計税収の推移」より作成。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm（2022 年 12 月 25 日）

図 1-1 一般会計税収額と消費税の割合の推移

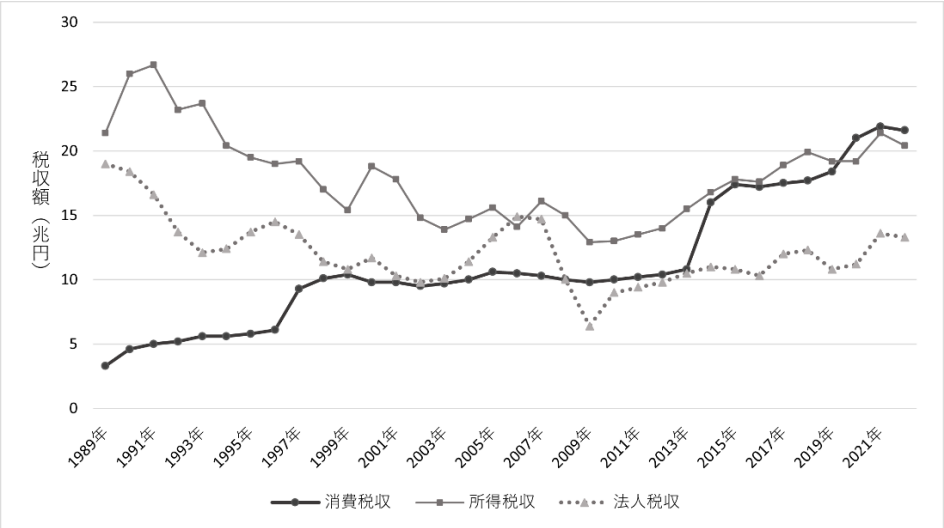

出所：財務省「一般会計税収の推移」より作成。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm（2022 年 12 月 25 日）

図 1-2　基幹 3 税の税収額の推移

図 1-2 は、基幹 3 税の税収額の推移を示したものだ。この図ではバブル崩壊による、所得税と法人税の減収が明らかになっている。上述のように、1994 年から所得税の特別減税があったため、3 年連続の減収が発生していた。所得税収と法人税収は、アジア通貨危機（1997 年）とリーマンショック（2008 年）の影響を受けて、大きな変動が発生していた。図 1-1 の一般会計税収額を見ると、景気動向に伴って税収が減少する傾向が発生した。これに対して、消費税収は比較的に安定性があり、景気などの変動に左右されにくいというメリットが存在している。なお、2021 年までのデータは決算額であり、2022 年のデータは予算額である。

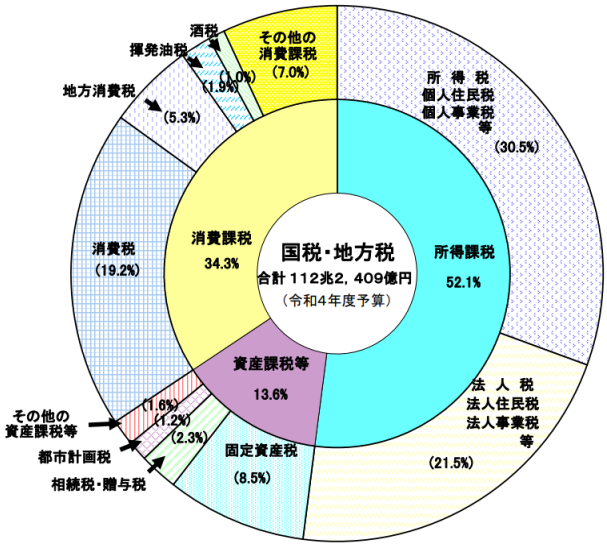

出所：財務省「国税・地方税の税目」より引用。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/001.pdf（2022 年 12 月 25 日）

図 1-3　国税・地方税の税収内訳

次に、2022 年度の国税・地方税の税収内訳を見てみよう。図 1-3 から、国税と地方税を合計すると 112 兆 2,409 億円となっていることが読み取れる。税収額が多いものとしては、「所得課税」52.1%、「消費課税」34.3%がある。「消費課税」の内訳としては、

「消費税」が 19.2%、地方消費税が 5.3%を占めている。両者の合計は、日本の税収の 24.5%に達しており、消費税はかなりの税収規模にあることがわかる。財源調達手段として、消費税は期待できる税目である。

1-2.消費税制度の現状

本節では、日本の消費税のしくみについて簡単に説明する。

2019 年 10 月から日本消費税率は標準税率と軽減税率の 2 つに分けている。税率について、次のとおりである。

表 1-1 日本の消費税率

	標準税率	軽減税率
消費税率（国税分）	7.8%	6.24%
消費税率（地方税分）	2.2%相当	1.76%相当
合計	10%	8%

出所：国税庁の資料より作成。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6303.htm（2022 年 12 月 25 日）

日本の消費税は、表 1-1 に示したように、国税分と地方税分から構成されている。地方消費税は消費税額の 22/78 である。なお、本稿において消費税率の表記は、地方税分と国税分を合計した税率とする。

2019 年 10 月から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞」を対象に、軽減税率を適用されている。軽減税率が導入された考え方として、「平成 28 年税制改正大綱」は、「軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消

費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できる利点があることから、消費税率が 10%に引き上げられる平成 29 年 4 月に軽減税率制度を導入することとした。」と述べている[5]。しかし、実際に軽減税率の効果について様々な議論が存在している。軽減税率の有効性については、本稿の主なテーマの一つである。この点は第 3 章であらためて議論する。

消費税は、課税のタイミングによって、単段階課税と多段階課税に分類される。日本の消費税は、流通の各段階で課税する多段階課税である。多段階課税には、非累積型の付加価値税と累積型の取引高税が存在している。日本の消費税は前者の非累積型の付加価値税である。前者の取引高税は、租税の累積が生じる欠陥を持っている。付加価値税は、インボイス方式ないしアカウント方式によって、租税の累積を排除することができる。消費税率 10%の場合、各流通階段での事業者の納税額の計算式は、(税込み売上高×10/110)-(税込み仕入高×10/110)となる。以上の計算方法に基づいて帳簿上で前段階の税額が控除される方式が、現在実施しているアカウント方式である。これまでの日本は、仕入控除方式を使用しているが、2023 年 10 月からインボイス方式への移行を予定している。

日本で実施している消費税の負担と流れは、図 1-4 で簡単に説明しよう。まず、生産者 A は自社の売上 10,000 円に消費税率 10%をかけて、11,000 円で卸売業者 B に販売する。生産者 A の納税額は売上税額 1,000 円から仕入に含まれている税額 500 円を差し引いた 500 円となる。卸売業者 B は税込み 11,000 円で仕入れ商品を税込み 22,000 円で小売業者 C に販売すると、販売にかかる消費税 2,000 円から、仕入れにかかる消費税 1,000 円を差し引いた 1,000 円を納税する。小売業者 C の納税金額も同様で計算され、1,000 円となる。最後に、各段階での事業者が個別に納付した消費税を合計すれば、消費者の負担額となる。つまり、消費税の最終的な負担者は消費者である。

5 「平成 28 年税制改正大綱」p.12 より引用

	生産者A	卸売業者B	小売業者C	消費者D
税込売上価格	11,000	22,000	33,000	33,000
（売上税額）	1,000	2,000	3,000	税負担 3,000
税込仕入価格	5,500	11,000	22,000	
（仕入税額）	500	1,000	2,000	
	+			
納税額	500 +	1,000 +	1,000 =	税収 3,000
粗利益	5,000	10,000	10,000	

出所：筆者作成。

図 1-4　消費税の流れ

日本の消費税法の第五条第一項には、「事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、この法律により、消費税を納める義務がある。」としている。消費税の納税義務者は事業者であるが、図 1-4 で示したように消費税額は消費者に転嫁している。納税義務者と税負担者が異なるため、消費税は間接税のかたちで徴収されている。この仕組みを前提に、消費税率を引き上げると消費者の負担が重たくなり、家計の消費行動、そしてマクロ経済に影響する可能性がある。

前述のように、日本は 2023 年 10 月からインボイス方式への移行を予定している。インボイス方式は、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することができるからだ。複数税率制度では、軽減税率と標準税率という 2 種類の税率が存在するので、帳簿上の売上高に 1 つの税率を乗じるだけでは、正確な消費税額を把握できない。インボイスを発行すれば、インボイスに記載された売上税額から仕入れ税額を差し引くことで、正確に納税額を計算できることになる[6]。

6 インボイス制度への移行は、橋本（2002）、鈴木（2011）が指摘しているような益税の解消に寄与すると考えられる。ただし、免税業者が流通過程から排除されることへの批判もある

次に、消費税の課税対象に関して、消費税法の第四条第一項は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課する。」としている。

消費税法では、原則としてこれらすべての財・サービスに課税することであるが、「税の性格上、課税の対象としてなじまないもの」と「社会政策的配慮に基づくもの」という非課税対象が存在している。

課税の対象としてなじまないものについては、(1)土地の譲渡及び貸付けなど(2)有価証券、支払手段の譲渡など(3)利子、保証料、保険料など(4)特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡(5)商品券、プリペイドカードなどの譲渡(6)住民票、戸籍抄本等の行政手数料など(7)外国為替などが含まれている。

社会政策的配慮に基づく非課税対象は、(1)社会保険医療など(2)介護保険サービス・社会福祉事業など(3)お産費用など(4)埋葬料・火葬料(5)一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど(6)一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など(7)教科用図書の譲渡(8)住宅の貸付けが存在している。

非課税と免税の区別は、取引のために行った課税仕入れについて仕入税額控除を行うことができるかどうかが異なることである。非課税取引のために行った課税仕入れについては、原則として消費税額を控除することができない。

第２章 消費税増税と景気

この章では、消費税増税が景気にもたらす影響についてみていく。まず、消費税増税のマクロ的な影響に関する先行研究を紹介し、消費税増税が消費者行動に与える影響をミクロ経済学的な視点から整理し、利用可能な最新のデータを用いて、消費税増税がもたらした影響をあきらかにする。

2-1. マクロ経済への影響

世間には、消費税率が引き上げると経済低迷の原因になることで、消費増税は望ましくないという議論が数多く存在している。学界でも、消費税の経済的影響を中心に様々な論争がなされている。本節では、経済理論の視点から過去の消費税増税の事例を通じた先行研究の結論を紹介する。

平賀（2019）は、マクロ経済学の理論を用いて、消費税率引き上げと景気への影響を説明している。乗数理論における消費増税の効果は、「景気（総生産）に大きく影響を与えうる」とする。新古典派モデルにおける消費増税の効果は、「消費と余暇（労働量と逆の関係）の相対価格を歪める代替効果によって労働量が減少する効果が動き一方、増税による実質所得減少を通じた負の所得効果によって労働量を増やすことで、総生産の減少が小さくなる」とする。彼は、消費税率景気にマイナス影響を与えるかどうか確定的な結論を得られていないと指摘している[7]。ラムゼイモデルを利用した蓮見（2020）は、「消費税率引き上げの影響は、長い時間をかけて解消され、消費、資本、生産ともいずれ初期の水準に戻る」と述べている[8]。

マクロ計量モデルを利用して、消費税増税によるマクロ経済への

7 平賀（2019）p.22~27 より引用
8 蓮見（2020）p.59 より引用

影響を分析した研究には小野塚（2014）、内閣府経済社会総合研究所（2018）などが存在している。小野塚（2014）は、消費税率の引き上げによる物価の上昇で、民間実質消費と GDP の減少が発生することを指摘している。計測結果より、「1991 年から 2008 年の期間実際値より消費税率を 5%ポイント引き上げた場合についてみると、約 2%の物価上昇がおこり、GDP は約 1.5%減少し、失業率は 1%ポイント上昇する」と述べている[9]。内閣府経済社会総合研究所（2018）の試算では、「消費税率を 1%ポイント引き上げた場合、その年の民間消費デフレータは標準ケースに比べ約 0.6%ポイント上昇する（1 年目）。その結果、実質可処分所得が減少し、消費を中心に内需が弱含みとなるため、実質 GDP も 0.3%程度縮小する」としている[10]。

これらの研究では、消費税率引き上げだけを問題視されているのは不十分であると指摘できる。消費税増税時には、様々な景気対策が同時に実施されたが、これらのマクロ経済モデルシミュレーションでは考慮されていない。内閣府（2011）は、「税率変更だけでなく、様々な政策を同時に行っていることから、財政収支に関する指標を比較することは、消費税の変更以外に実施された政策を含めて、財政面において全体としてどのような変化が起きたのかを集約する必要がある」と指摘している[11]。消費税の増税は、社会保障の充実・安定化と財政健全化を目的としたものである。森信（2022）では、「「受益」と「負担」をトータルとして考える必要があるのだが、批判は「負担」のみに偏っているのである」と示唆している[12]。

中里（2010）は、1996 年から 1998 年にかけての財政運営が景気・物価動向に与えた影響について各種のマクロデータに基づく分析を行った。消費税引き上げの影響について、「家計消費全体の動きを見ると、97 年 4-6 月期には弱含んだものの、97 年 7-9 月期にはもち

9 小野塚（2014）p.1 より引用
10 内閣府経済社会総合研究所（2018）p.11 より引用
11 内閣府（2011）p.66 より引用
12 森信茂樹「改めて消費税の意義を考える――消費税アーカイブの連載を終えて――連載コラム「税の交差点」第 103 回」
（https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4109）より引用

直しの動きが見られ、97 年 8 月時点のデータでは、消費者のコンフィデンスも回復している」と述べている[13]。本間・橋本・前川（2000）は、1985 年から 1999 年までの実質国内総支出および実質民間最終消費支出の対前年度比を考察し、1997 年には確かなマイナスの影響を確認したが、「1999 年以降は、消費、景気ともに回復基調が見られる」と述べている[14]。1997 年の消費増税事例では、村山内閣の税制改革の全体像を留意すべきである。1994 年度から 1996 年度にかけて、所得税・個人住民税の先行減税が行われた後に、消費税率が引き上げられた。1997 年には金融機関の破綻とアジア通貨危機の影響もあり、消費税率引き上げの効果だけ抽出することは難しい。

2-2.　消費行動への影響

基礎的なミクロ経済学の理論から消費税の経済効果を考えると、消費税は従価税であり、税率の引き上げは、財・サービスの価格を上昇させ、消費者の購入量を減少させることになる。したがって、一般的には景気に悪影響を及ぼすと考えられる。ただし、消費税増税による物価の上昇については、必ずしも税率分だけ価格が価格に転嫁されるわけではない。転嫁の程度を決めるのは価格弾力性である。消費税は、需要と供給の価格弾力性の低い方に転嫁されると考えられる。そのため、消費税増税による物価の上昇水準を知ることはそれほど簡単ではない。

宮島（1986）は、実際の物価上昇率を考えるには、「課税ベースのカバレッジ」、「複数税率やその引き上げ率の相違」、「価格への前方転嫁の程度や需要減退の程度」、「便乗値上げの有無」、「賃上げの動向と物価へのハネ返り」と「同時にとられた租税政策」などの要因を考慮する必要があると指摘している[15]。

13 中里（2010）p.126 より引用
14 本間・橋本・前川（2000）p.1~2 より引用
15 詳しくは、宮島（1986）p.70 を参考されたい

消費税増税が物価に与えた影響を着目する先行研究には、本間・滋野・福重（1995）と白石（2019）を挙げることができる。本間・滋野・福重（1995）は、1989年消費税の導入による物価上昇率を時系列モデルで実証分析をしている。分析結果として、消費税の導入によって1.1%の物価上昇が発生したことがわかるとされた。本間らは、「諸機関の物価上昇に関する予測について多くの機関でやや高めの予測を行っていた」と指摘している[16]。

白石（2019）は、2014年の消費税増税が物価に与えた影響を考察した。消費者物価指数のデータを利用した分析では、「CPIの基本品目456品目ベースにおいては、過剰転嫁や過小転嫁の品目が多く発生しており、転嫁の程度には差異がある」と述べている[17]。

物価が変動すると、消費行動も変化する。増税による消費行動の変化を分析する研究として、本間・橋本・前川（2000）、Cashin and Unayama(2011)、藤田（2019）が存在している。

本間・橋本・前川（2000）は、収入階級別消費行動の変化と世代別消費行動の変化を検証していた。1985年から1999年まで各年版の『家計調査年報』を用いて、世帯主収入階級別の実質消費支出額の推移を導き出した。結果によると、マクロレベルでの消費は個別の家計にとって消費行動はかなり異なるであり、1997年度における消費が減少した階級は、第Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ、Ⅷ分位である。ライフ・サイクルの視点から、各世代の消費行動も異なることがわかった[18]。

消費税率引き上げが消費に与える影響は、2つのルートがある。ひとつは税率の上昇による実質可処分所得の減少を通じ消費を減少させる「所得効果」である。いまひとつは、「異時点間の代替効果」である。消費税率の引き上げによる将来の価格の上昇が予想されれば、消費者は引き上げ前に消費支出を増加させ、引き上げ後の消費支出を減らすことになる。

Cashin and Unayama(2011)は、『家計調査年報』のデータを使用

16 本間・滋野・福重（1995）p.208より引用
17 白石（2019）p.111より引用
18 本間・橋本・前川（2000）p.3より引用

して、1997年の消費税率の引き上げに関連する異時点間の代替効果と所得効果を回帰分析で検証した。推計された所得効果による消費減は、1世帯・1カ月あたり562円であり、統計的に有意でなかった。一方、異時点間の代替効果は、統計的に有意であることがわかった。その結果、消費税増税を実施した前の1月から3月において、世帯の平均消費支出は30,231円が増加していた。その反動減として、引き上げ後の4月から7月は、消費支出が21,938円の減少が発生していた。また、耐久財および貯蔵可能財な財・サービスへの消費支出の増加は、異時点間の代替効果の主な要因である。消費税増税によりマイナスの影響は小さいものの、消費税率の引き上げにより消費構造に変化が生じたようである[19]。

藤田（2019）は、2019年増税前後の「商業動態統計」のデータを用いて、消費行動の変化を考察した。「今回も相応の駆け込み需要が生じたものの、その規模は前回よりも小幅だったことから、その分、反動減も前回と比べて軽微にとどまったと考えられる」と述べている。さらに、「軽減税率や幼児教育無償化の効果により、増税による物価の押し上げ幅が限定的だったことから、今回の増税による悪影響は軽微にとどまったとみられる」と結論づけている[20]。

以上の先行研究を整理すると、消費税の引き上げによる物価への影響は、完全転嫁、過小転嫁、過剰転嫁のすべての転嫁形式があり、転嫁の度合いは価格弾力性に依存する。消費行動への影響については、各世帯の家計状況によって変化する。全体的に見ると、消費税率の引き上げによる消費行動の影響はそれほど高くないことがわかった。

2-3. データ分析と解説

この節では、統計データを利用して、消費税が経済にどのような

19 以上の記述は、Cashin and Unayama(2011) を参照した
20 以上の記述は、藤田（2019）を参照した

影響をもたらすのかを明らかにしよう。併せて消費税増税前後の政策動向も簡単に整理していこう。

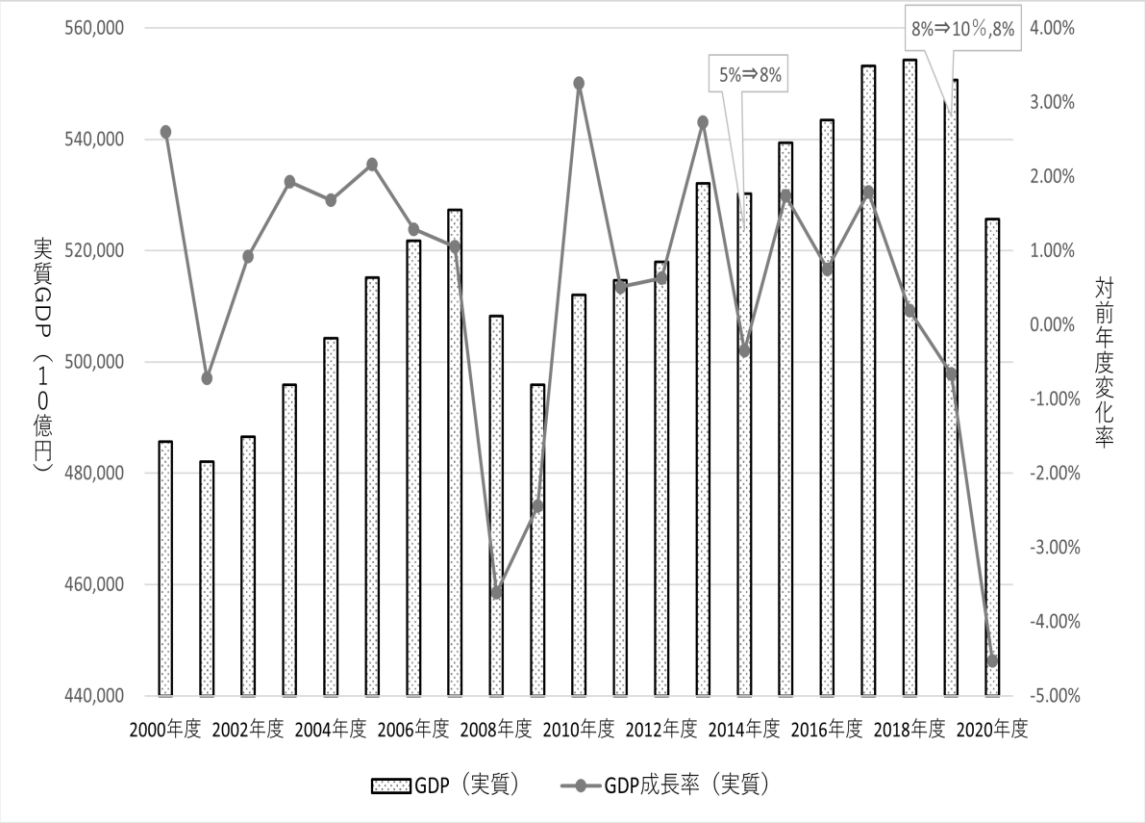

出所：内閣府「国民経済計算」より作成。

図 2-1　実質国内総生産の推移

図 2-1 は、消費税率の引き上げ前後の実質 GDP と実質 GDP の成長率の変化を描いたものである。消費税率の引き上げ年度は 2014 年および 2019 年である。2014 年度の実質 GDP の成長率を概観すると、マイナス成長が発生したことがわかる。なお、GDP の実額で見ると、大幅な下落は発生しなかった。2015 年度以降の景気は、回復基調が見られる。

2019 年度は 10 月 1 日から増税であるため、それまでの増税のタイミングと異なる。この図で示したように、2019 年の実質 GDP 変化率はそれほど落ち込んでいなかった。それよりも、2018 年度から経済

の低成長がつねに発生していることがわかる。2018 年 3 月から米中貿易摩擦が発生し、輸入資源に頼る日本はその影響を受け、景気後退の局面に陥っている。また、顕著的な駆け込み需要と反動減がなく、次の年度においても一層の低下が発生している。その原因としては、2020 年初頭から COVID-19 の流行があったためと考えられる。

これを踏まえて、四半期のデータを見ておこう。図 2-2 に示したのは、前期比でみた実質 GDP と実質民間最終消費支出の推移である。この図を見てみると、消費税率引き上げ時である 2019 年の Q-4 には、実質 GDP の成長率が▲2.7%、民間最終消費支出が▲3.6%、消費の落ち込み同時に、景気も悪化した。引き上げ前の Q-3 には民間最終消費支出が 0.6%とやや大きく増加したのに対して、実質 GDP の成長率が変化しなかった。これは税率引き上げがともに 10 月 1 日からであることを考えると、7～9 月期に消費税率引き上げを見越した駆け込み需要が発生したため、プラスの成長があるが、その反動減として 10～12 月期がともにマイナス成長となったこともある。

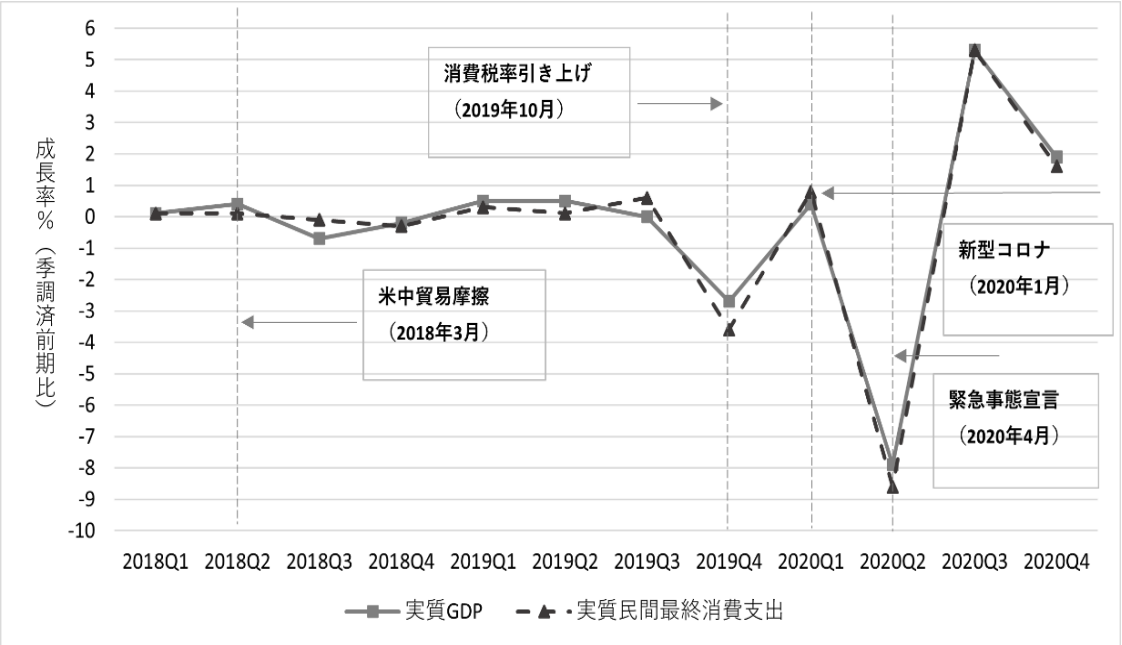

出所：内閣府「国民経済計算」より作成。

図 2-2　実質 GDP と実質民間最終消費支出成長率の推移

引き上げ後の 2020 年の Q-1 には、回復の兆しが見られ、GDP の成長率が 0.4%、民間最終消費支出が 0.6%増加した。なお、2020 年 Q-2 には、COVID-19 と緊急事態宣言の影響を受けて、実質 GDP および実質民間最終消費支出は大幅な減少が発生した。

消費税が物価に与えた影響を、消費者物価指数の変化で見てみよう。図 2-3 は、2014 年および 2019 年の消費者物価指数の月次データの推移を描いたものである。2014 年のデータを見ると、4 月の消費税引き上げ時点の上昇率は 1.8%に増加した。この 1.8%は、理論上の物価上昇率 2.9%（=108/105-1）より下回っている。それに対して、2019 年 10 月の引き上げ時には、約 0.2%程度の物価上昇が発生した。2019 年の増税が物価に与えた影響、非常に軽微であることがわかる。

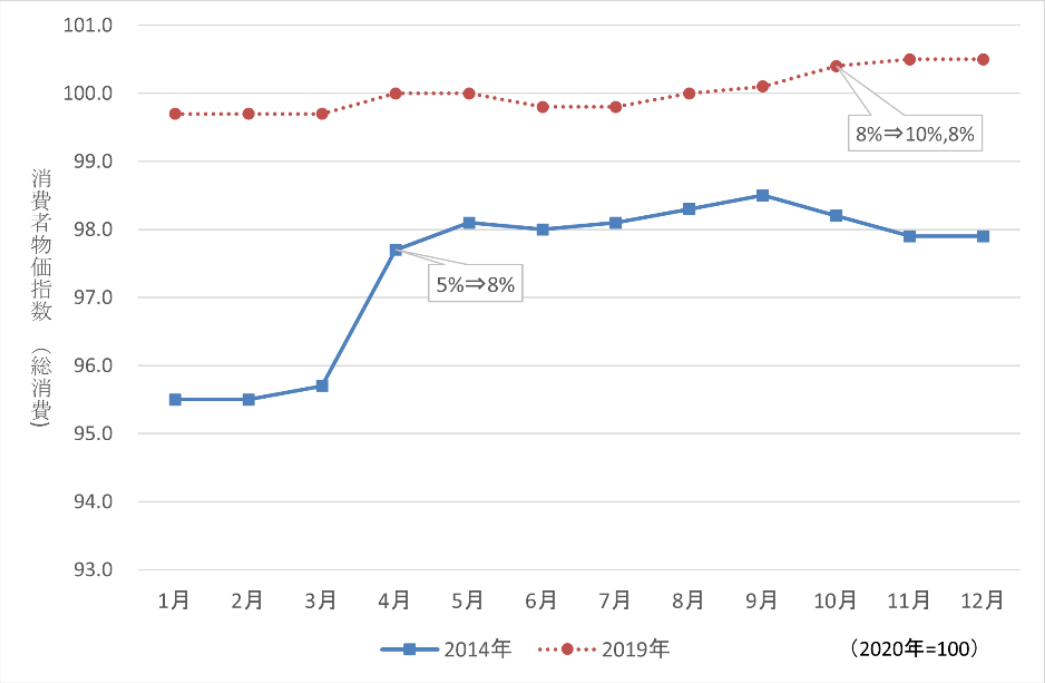

出所：総務省統計局「消費者物価指数」より作成。

図 2-3　消費者物価指数の推移

次に、本間・橋本・前川（2000）の手法を踏襲して、消費税率の

引き上げと消費行動の間にどのような関係があったかを考察する。

本研究で利用したデータは、2010 年から 2020 年まで各年の『家計調査年報』第 3 表 年間収入五分位・十分位階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出（総世帯）である。十分位階級別の消費支出のデータを抽出し、12 を乗じれば毎年の年間消費支出を求めることができる。図 2-4 は、総世帯のデータから見た世帯主十分位収入階級別の年間消費支出額の推移を描いたものである。

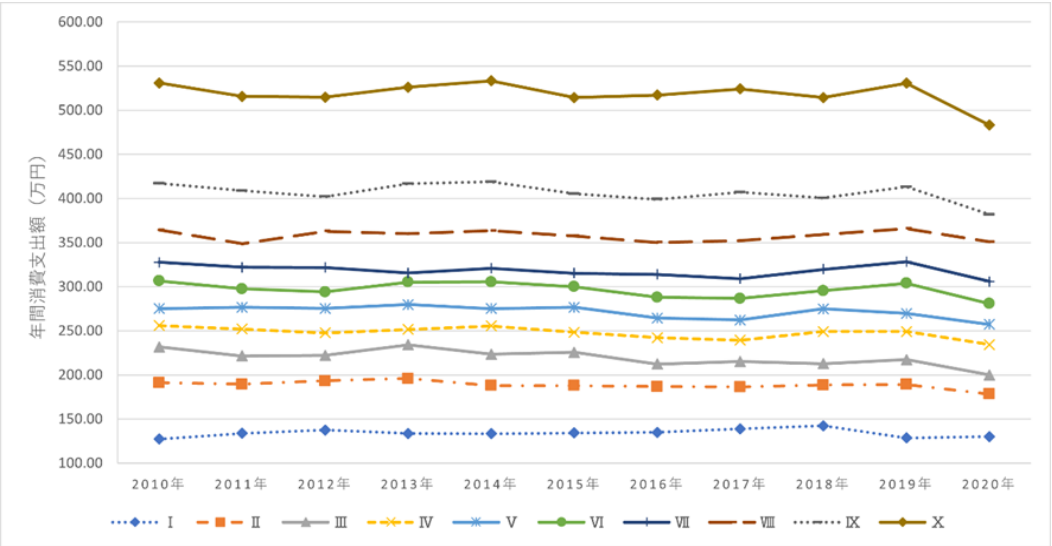

出所：総務省統計局『家計調査年報』各年版より作成。

図 2-4　十分位収入階級別の年間消費支出額の推移

2014 年および 2019 年に、2 回の消費税増税が実施された。収入階級別の消費動向を確認すると、2014 年に消費支出が減少したのは、第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ分位となっている。この図から、消費行動の変動は比較的低所得層に発生しやすいことが読み取れる。

2014 年と比較すると、2019 年の消費税増税の時期は第 4 四半期から始まったため、通年への影響はそれほど高くないと考えられる。図で示したように 2019 年には、第Ⅰ、Ⅴ分位のみ消費支出の減少が発生していた。消費税増税の影響を受ける可能性がある 2020 年は、第Ⅰ分位を除いて、ほとんどの階層の消費支出が減少したことが読

み取れる。だが、2020 年にはコロナショックが発生していた。経済不況による可処分所得の減少および緊急事態宣言など、対外的な要因が存在しているため、消費税増税が消費支出の減少につながっているかどうかについては言及できないのだろう。よって、2019 年増税前後の月次データを確認する必要がある[21]。

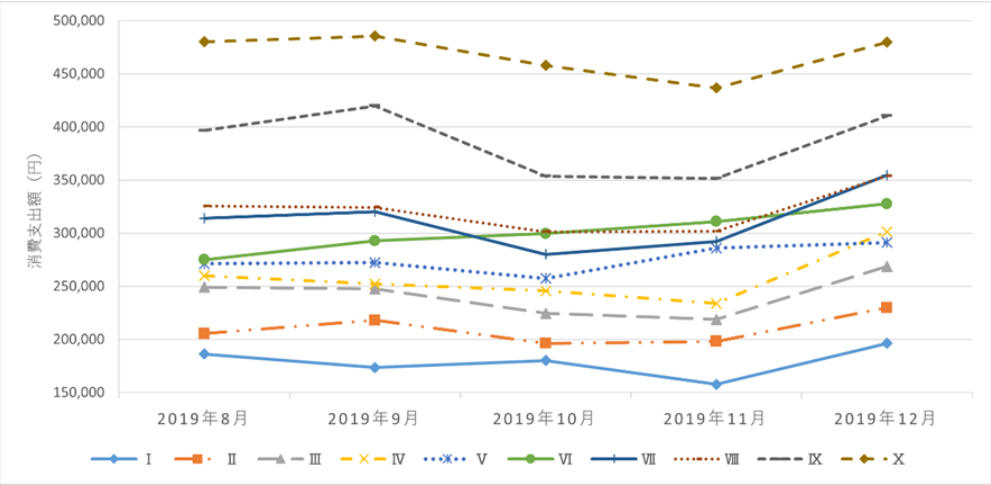

出所：総務省統計局『家計調査』より作成。

図 2-5　十分位収入階級別の月間消費支出額の推移

そこで、十分位収入階級別で見た増税前後 2 か月の消費支出額の推移を描いたものが図 2-5 である。図から明らかなように、税率引き上げ直前の 2019 年 9 月には、多くの階層の駆け込み消費が記録されており、駆け込み消費をしなかった階層も存在していることがわかる。2019 年 9 月の消費支出が増加していた階層は、第Ⅱ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅸ、Ⅹ分位となっており、駆け込み消費は比較的に高所得層で発生しやすいことが観察されている。一方、増加しなかった階層は、第Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅷ分位である。駆け込み消費に対する反動減は、税率改定していた 2019 年 10 月に観察できる。第Ⅰ、Ⅴ分位を除いて、ほとんどの階層の消費支出が減少したことが読み取れる。反動減が発生していたが、2019 年 11 月のデータを見ると、第Ⅱ、

21 先行研究では、年次データのみ使用している

Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ分位の消費支出の増加傾向があらわれ、回復の兆しが見られる。その後、全階層の消費支出の回復が 2019 年 12 月にあらわれた。

消費税増税に対する消費行動の変化は所得階層によって、かなり異なることがわかる。以上の収入階級別から見た消費行動は、消費税増税の影響はそれほど大きくなかったと言えるだろう。

消費税増税だけでなく、賃金の多寡によっても家計消費支出には、大きな影響が生じると考えられる。そこで、厚生労働省「毎月勤労統計調査」のデータを用いて、毎年の平均実質賃金指数の推移を見てみよう。実質賃金指数とは、名目賃金から消費者物価指数に基づく物価変動の影響を差し引いて算出した指数である。図 2-6 からわかるように、1996 年以降、実質賃金の低下を通じて、家計消費が不振する原因の一つと見られるのだろう。

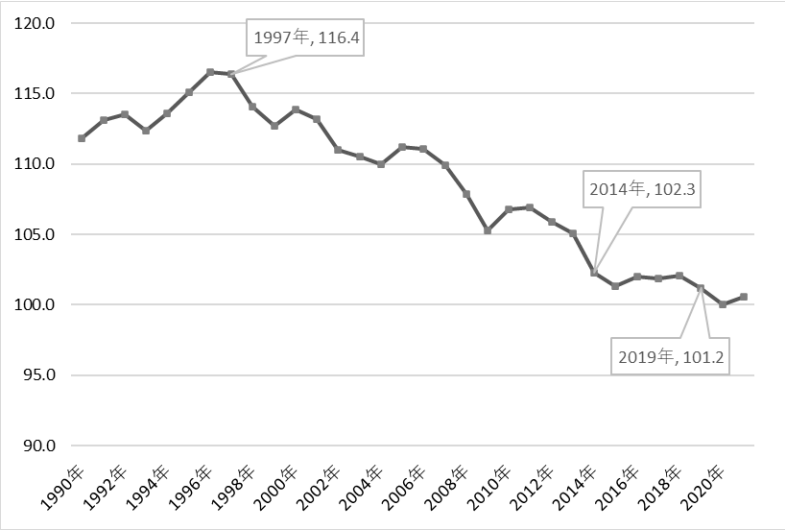

出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

図 2-6　実質賃金指数の推移

表 2-1　消費税率引き上げに伴う対応の概要

消費税率の引上げの影響	負担増	負担軽減
消費税率の引上げによる負担増が国・地方で＋5.7兆円程度 （１％当たり 2.87 兆円程度）	5.7兆円程度	－
軽減税率制度の実施	－	1.1兆円程度
2017年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保	0.6兆円程度	－

幼児教育の無償化、社会保障の充実による支援	受益増
幼児教育無償化の 10 月１日実施、年金生活者支援給付金の支給等	2.8兆円程度
消費税負担増に対する診療報酬等による補てん等	0.4兆円程度

消費税率引上げに対応した新たな対策	予算規模等
臨時・特別の予算措置（2019年度当初予算） ● キャッシュレス・消費者還元 ● 低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券 ● 次世代住宅ポイント制度、すまい給付金 ● 防災・減災、国土強靭化 ● 商店街活性化、マイナンバーカードを活用した消費活性化策（準備経費）	2兆円程度
税制上の支援 住宅ローン減税の拡充、自動車の取得時及び保有時の税負担の軽減	0.3兆円程度 （減税）

出所：内閣府「消費税率引上げに伴う対応の進捗状況について」より引用。

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019r/1113/shiryo_01.pdf

（2022 年 12 月 25 日）

最後に、2019 年消費税引き上げに伴う対応について紹介する。表 2-1 は、消費税引き上げによる影響と対応の概要を示しているものである。消費税率の引き上げの負担増は約 5.2 兆円程度、幼児教育の無償化や社会保障の充実による受益増は約 3.2 兆円程度であり、経済への影響は 2 兆円程度に抑えられる。このような負担増の影響に対して、ポイント還元やプレミアム付商品券など新たな対策として 2.3 兆円程度が実施された。

特に、需要平準化対策として消費税率引き上げ後に「キャッシュレス・消費者還元事業」が実施された。具体的には、2019 年 10 月か

ら2020年6月までの9ヶ月間、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模事業者で支払を行った場合、個別店舗は5%、フランチャイズチェーン加盟店は2%を消費者に還元した。経済産業省によると、2020年6月11日時点の加盟店登録数は約115万店となった。このうち、5%還元対象の個別店舗の登録数は約105万店、2%還元対象のフランチャイズチェーン加盟店は約5.2万店、コンビニは約5.5万店である。2020年3月16日までの対象決済金額は約7.2兆円、還元額は約2,980億円となった[22]。

22 以上の記述は、経済産業省「キャッシュレス・ポイント還元事業」（https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/cashless_payment_promotion_program/index.html）を参照した

第３章　軽減税率の下での消費税負担の分析

この章では、軽減税率の下での消費税負担の分析をおこなう。消費税増税に対する根強い反対論のひとつが消費税の逆進性である。軽減税率は、この消費税の逆進性を緩和する手段として採用されたものである。本研究では軽減税率の下での消費税負担を計測することで、それが逆進性緩和措置として有効かどうかを検証していく。

3-1. 既存研究の議論

消費税の負担構造については、数多くの先行研究がなされている。消費税負担の計測を行う研究が大きく分けると、二つの議論が存在する。一つは、消費税には逆進性が存在していることを主張する研究である。いまひとつは、逆進性が存在しない、あるいは大きな問題ではないことを主張したものだ。本節では、既存研究の議論を振り返ることにより、各研究の特徴を整理する。

3-1-1. 一時点の消費税負担

橋本（2013）は、2010 年の『家計調査年報』全世帯のデータを利用して、年間収入十分位階級別の消費税負担を計測した。計測結果によれば、「第Ⅰ所得分位の消費税負担率は、4.7%であるのに対して、第Ⅹ分位の負担率は 1.8%となっている」と述べ、全世帯のデータを用いた推計では逆進性が存在していることを確認したうえで、全世帯のデータを用いた計測について、「低所得層に高齢の単身世帯が含まれていることに注意しなければならない」と指摘している。低所得層に年金世帯が含まれていることを排除するために、橋本（2013）は、勤労者世帯のデータを使って、逆進性が存在しているかどうかも確認している。その結果、「消費税の逆進性については、非課税を除くと、第Ⅰ分位の負担率が 3.2%、第Ⅹ分位の負担率

が 1.6%となっていることで、勤労者世帯でも観察できる」と述べている[23]。

さらに、軽減税率を考慮したうえで、ある一時点の消費税負担を計測した研究には鈴木（2020）が存在する。鈴木（2020）は、2019 年の『家計調査年報』を利用して、総世帯と勤労者世帯の消費税負担を計測した。彼の研究において、酒類と外食を除く食料品については、軽減税率が適用されているとした。総世帯の計測結果については、「軽減税率の負担率でも緩やかであるが、逆進性がみられる。10％適用分の逆進性が明らかにみられるため、全体としての消費税負担率は、第 1 分位で 6.4％であり、第 10 分位で 2.5％となっており、明らかな逆進性がみられる」と述べている[24]。

所得や貯蓄などが異なると消費に対する選好も異なるため、線形支出体系で定式された消費支出関数を推計した上で、消費税負担を考察した研究が上村・足立（2015）である。上村・足立（2015）は、「個別間接税よりも消費税の逆進性の比重が大きいことがわかった。特に「食料」に対する消費税の間接税負担率は、第Ⅰ分位がもっとも高く、逆進性が相対的に高いこと示した」と述べている[25]。

同じような消費支出関数を推計した村澤・湯田・岩本（2005）は、「2002 年時点での第Ⅰ分位と第Ⅴ分位の間の逆進性を計算すると、4.96-4.30=0.66％ポイントである。この数値だけで評価することは難しいが、この逆進性を第Ⅰ分位の月当たりの可処分所得(305,364 円)で評価すると、約 2,015 円であり、年間で約 24,184 円ということになる。所得税の累進構造や先に挙げた先行研究の結論を踏まえると、現行の消費税の逆進性はそれほど大きな問題ではないと判断されよう」と示唆している[26]。

八塩・長谷川（2009）は、2001 年の『国民生活基礎調査所得票・世帯票』の個票データを利用した分析をおこなった。「年金世帯の

23 橋本（2013）p.53 より引用
24 鈴木（2020）p.78 より引用
25 上村・足立（2015）p.55 より引用
26 村澤・湯田・岩本（2005）p.29 より引用

現在の所得は多くないが、これは変動所得の影響であり真の担税力を反映せず、なかには資産を多くもつ豊かな世帯が含まれることを示唆する結果である。したがって、年金世帯の所得に対する平均消費税負担率（4.3%）は勤労世帯（2.2%）より大きいが、これは「逆進性」ではなく、単に両者のライフ・サイクルの違いを反映したに過ぎない」と指摘している[27]。

以上のように、一時点の消費税負担の推計をおこなった先行研究では、逆進性は存在するものの、それほど大きな問題ではないとするものが多い[28]。

3-1-2. 生涯レベルの消費税負担

一時点での消費税負担ではなく、生涯所得に対する税負担の公平性に配慮する必要があるという議論も存在している。これに関しては、2007 年政府税制調査会の答申も「長寿化、経済のストック化、働き方の多様化といった経済・社会の構造変化の中、「一時点の所得」の水準という一つの尺度からのみ担税力を評価することは必ずしも適当でなくなっている」と指摘している[29]。また、森信（2009）は、消費税負担の実際に計測しているわけではないが、「人間の一生を考えてみると、所得の少ない時期には借金をして消費することが多く逆進的になるが、所得が増加していくと貯蓄も増え、消費税負担は少なくなり、生涯を通じてみれば、消費税負担は所得に逆進的ではなく比例的であるといえる」と主張している[30]。

生涯レベルでの消費税負担を計測した先行研究には、大竹・小原（2005）、橋本（2010）が存在している。

大竹・小原（2005）は、単純なライフ・サイクル仮説（生涯消費=生涯所得）を前提に、1999 年の『全国消費実態調査』を用いて、生

27 八塩・長谷川（2009）p.37 より引用
28 ただし、これらの先行研究は消費税の税率が5%だった時におこなわれたものが多いことにも留意が必要だろう
29 政府税制調査会（2007）p.23 より引用
30 森信（2009）p.14 より引用

涯所得階級別の消費税負担額を計測した。その結論は、「驚くべきことに、消費階級別に生涯所得階級を定義すると、消費税負担は「累進的」である。1999 年において、消費税階級第 1 分位の消費税負担率は 1.59%、第 10 分位の負担率は 4.05%である」というものだ[31]。彼らは、消費税は「累進的」であると主張しているわけだ。

橋本(2010)は、将来世代の税負担を計測する手法を採用し、2009 年時点から労働市場に参入する世代の生涯税負担を計測した。生涯の消費税負担を計測するために、橋本（2010）は、『平成 19 年賃金構造基本統計調査』と『平成 16 年全国消費実態調査』のデータを利用して、企業規模別・学歴別の生涯収入と生涯消費を推計した。橋本（2010）は、「生涯所得でみたときも、やはり消費税には逆進性が存在することになる。ただし、その逆進性の度合いは、それほど高くないとも言えよう」と結論づけている[32]。

このように、生涯レベルでの税負担を計測した先行研究では、異なる結果が得られている。その理由として橋本（2012）は、「彼らの用いた負担率の分母には、生涯消費が採られている」によると考えられるとしている[33]。

3-2 所得階級別の計測

この節では、総務省統計局『家計調査』のデータを用いて、所得階級別の税負担を計測し、軽減税率導入による逆進性緩和効果を計測する。

3-2-1　分析手法

複数税率で分析した数多くの先行研究では、軽減税率の区分設定が重視されておらず、便宜的に、「食料品」と「食料品を除く課税

31 大竹・小原（2005）p.50 より引用
32 橋本（2010）p.43 より引用
33 橋本（2012）p.179より引用

消費」を設定されてきた。しかし、「食料品」の消費支出には「外食」と「酒類」という10%税率が適用される消費支出が含まれている。また、現行税制において軽減税率の適用対象である「新聞」の取り扱いについて考慮した研究も存在しない。本研究での特徴は、現行の軽減税率対象品目にできるだけ忠実に考慮したところにある。

本節で使用するデータは、2021年の『家計調査年報』のデータである。2019年10月1日以降は消費税が複数税率化されており、「外食・酒類を除く食料品」と「定期購読契約を締結された新聞」は軽減税率の適用対象となっている。2021年の消費支出は、完全に標準税率10%および軽減税率8%のもとでのデータとなっているので、計測の対象とするのに適している。

本稿では、年間収入五分位階級別の消費税負担を計測する[34]。年間収入五分位階級とは、年間収入の低い世帯から高い世帯へ5の階級に区分して、各階級の世帯数分布を均等にしたものである。本稿においては、総世帯のうち勤労者世帯を対象としている。前節で述べたように、総世帯の第Ⅰ分位の階級に年金世帯が多く含まれているからだ。年金世帯は、所得が低下し資産を取り崩して生活をしているので、消費税負担が相対的に重くなる。しかし、同じ所得であっても若い世代と違って多くの金融資産を保有しているので、消費税負担がもたらす意味は若い世代とは違うことになる。そこで、本稿では、年金世帯を取り除くために、勤労者世帯のデータを使用することにした。

第1章で紹介したように、消費税には非課税項目が設けられている。消費税は原則としてすべての財・サービスに課税されるが、取引の性格上および社会政策的な配慮から非課税とされるものが存在している。その理由で、消費税の負担を計測する時に、消費支出か

34 所得階級別の消費税負担の先行研究では、年間収入十分位階級別のデータをすることが多い。しかし、『家計調査』の十分位階級別のデータでは、本稿で考慮した「新聞」、「補習教育」のデータが分離されていない。そのため、「新聞」のデータが掲載されている五分位階級別のデータを使用することにした

ら非課税消費を取り除く必要がある。たとえば、橋本（2013）は、『家計調査年報』の「家賃・地代」、「教育」、「保健医療サービス」という消費支出項目を「非課税消費」と想定している。しかし、「教育」の項目には消費税課税対象である「補習教育」の消費支出が含まれている。そこで本稿では、「補習教育」の支出額を「教育」から取り除くことにする。『家計調査年報』には、「贈与金」、「他の交際費」、「仕送り金」といった他の世帯への移転支出も含まれている。これらの支出額については、先行研究と同様に課税対象外の取り扱いとする。

『家計調査年報』の「第 3 表　年間収入五分位・十分位階級 1 世帯あたり 1 か月間の収入と支出」では、「年間収入」のデータが掲載されており、これを消費税負担率の分母で利用できる。「第 10 表 年間収入五分位階級別 1 世帯当たり品目別支出金額及び購入頻度」では、各種の消費支出のデータを年額で掲載されている。第 10 表の消費支出のデータを使用した理由は、より正確に消費支出から課税部分を取り出すことができるためである。本稿では、第 10 表の「新聞」の消費支出額を軽減税率の対象として想定する[35]。

以上のような考慮をおこなうことで、「一般税率対象消費」と「軽減税率対象消費」を区分することができる。具体的に、第 10 表の「食料」の支出額から「酒類」と「外食」の支出額を取り除いて、「新聞」の支出額と合計すれば、「軽減税率対象消費」となる。そこで、「一般税率対象消費」は「消費支出」から「軽減税率対象消費」を差し引いたものだ。なお、『家計調査年報』に記載された各種の消費支出項目は「消費税込み」の支出額である。

そこで、「一般税率対象消費」と「軽減税率対象消費」をそれぞれの実効税率で乗じれば、消費税の負担額を求めることができる。さらに、この負担額を「年間収入」で割れば、負担率が求める。

35 新聞が軽減税率の対象となるのは、定期購読の場合のみである。駅の売店などで新聞を購入する場合には軽減税率の対象とはならない。しかし、家計調査では新聞のうち定期購読の割合が不明なため、本稿では新聞はすべて軽減税率の対象になると想定して計測することにした

3-2-2　計測結果

まず、軽減税率の逆進性緩和効果を確認するため、仮に「軽減税率対象消費」も均一税率を適用した場合には、消費税負担がどのように変化するかを確認してみよう。ただし、「軽減税率対象消費」に 10%の一般税率を適用すると、消費税の税収が増加することになる。そこで、『家計調査年報』の総世帯のデータを利用して、税収中立を維持できる均一税率を推計し、税収中立のもとで、均一税率と軽減税率適用の場合の税負担を比較することにした。税収中立のもとでの均一税率を推計する際には、総世帯のデータを使用することにした。それは、勤労者世帯のデータよりも、総世帯のデータのほうが日本全体の消費支出の分布を正しく反映すると考えたからだ。

表 3-1　年間収入階級別の消費税負担（総世帯）

単位：歳、万円

	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位	合計
世帯主年齢	67.7	63.9	59.5	52.9	53.0	
年間収入	162	293	424	610	1,079	
消費支出(調整後)	143.98	207.92	258.96	300.32	415.56	
非課税消費	17.24	20.54	25.15	33.01	49.85	
食料（外食・酒類除く）	40.42	55.60	65.67	69.80	86.44	
新聞	2.10	2.57	2.43	1.94	2.43	
軽減税率対象消費	42.51	58.17	68.10	71.75	88.87	
一般税率対象消費	84.22	129.22	165.71	195.57	276.84	
消費税額(軽減税率)	3.15	4.31	5.04	5.31	6.58	
消費税額(一般税率)	7.66	11.75	15.06	17.78	25.17	
負担率（軽減税率）	1.94%	1.47%	1.19%	0.87%	0.61%	
負担率（一般税率）	4.73%	4.01%	3.55%	2.91%	2.33%	
現行消費税負担率	6.67%	5.48%	4.74%	3.79%	2.94%	
現行消費税額(A)	10.81	16.06	20.11	23.09	31.75	101.8
均一税率対象消費	126.87	187.50	233.86	267.26	365.47	1,180.96
消費税額（均一税率）(B)	10.94	16.16	20.16	23.04	31.51	101.8
消費税負担率（均一税率）	6.75%	5.52%	4.76%	3.78%	2.92%	
軽減額（B-A)	0.13	0.11	0.05	-0.05	-0.24	

均一税率≒9.435%

出所：『家計調査年報（2021 年）』総務省統計局より作成。

表 3-1 は、総世帯の年間収入階級別の消費税負担を推計したものである。まず、現行の消費税制度のもとでの各所得階級の税負担を

求める。次に各所得階級の消費税負担額を合計すると、101．8万円となっていることがわかる。この金額が『家計調査年報』を利用して求めた仮想的な日本全体の税収額だと考える。この仮想的な税収額に一致するように、均一税率の税率を収束計算で求めたところ、約9.435%となった。この均一税率のもとでの各所得階級の消費税負担の合計額も101．8万円となっており、現行の複数税率のもとでの消費税収と税収中立を保つ均一税率が推計できていることが確認できる。

このようにして求めた約9.435%の均一税率と現行の複数税率のもとでの消費税負担を比較することで、複数税率の逆進性緩和効果を比較したものが、勤労者世帯の所得階級別負担を推計した表3-2である。総世帯でなく、勤労者世帯のデータを使用している理由は、上述したように低所得階級に含まれる年金世帯を排除するためである。

驚くべきことに、現行の軽減税率制度の下で、第Ⅰ分位の消費税負担率が5.35%であるのに対して、均一税率の負担率は5.33%となっており、均一税率の負担率が現行税率と比べて、約0.02%ポイント低下することが観察される。「軽減額」を見ると、負担軽減ではなく、第Ⅰ分位の所得階層は年間で約500円程度の負担増が発生する。勤労者世帯において、複数税率化による負担軽減効果がまったくあらわれていないことが読み取れる。

このように勤労者世帯については、軽減税率導入よりも、税収中立を保つような均一税率9.435%で課税するほうが、低所得層の負担が軽くなる理由は、軽減税率適用による税負担減少効果より、均一税率引き下げによる税負担減少効果を上回ったためである。軽減税率の効果が勤労者世帯において小さくなる理由としては、勤労者世帯の低所得層において、食料品と新聞を対象品目とした場合の対象品目が所得に占める割合が小さいためと考えられる。

表 3-2　年間収入階級別の消費税負担（勤労者世帯）

単位：歳、万円

	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位
世帯主年齢	46.1	46.5	47.9	48.6	50.5
年間収入	239	424	574	750	1,171
消費支出(調整後)	178.85	236.57	289.44	336.67	450.54
非課税消費	31.08	32.77	36.73	40.09	57.67
食料（外食・酒類除く）	36.01	50.95	60.82	71.72	84.58
新聞	0.96	1.26	1.46	1.72	2.44
軽減税率対象消費	38.41	53.91	64.06	75.71	89.96
一般税率対象消費	109.35	149.89	188.66	220.87	302.92
消費税額(軽減税率)	2.85	3.99	4.75	5.61	6.66
消費税額(一般税率)	9.94	13.63	17.15	20.08	27.54
負担率（軽減税率）	1.19%	0.94%	0.83%	0.75%	0.57%
負担率（一般税率）	4.16%	3.21%	2.99%	2.68%	2.35%
現行消費税負担率	5.35%	4.16%	3.81%	3.43%	2.92%
現行消費税額(A)	12.79	17.62	21.90	25.69	34.20
均一税率対象消費	147.71	203.74	252.60	296.46	392.51
消費税額（均一税率）(B)	12.73	17.57	21.78	25.56	33.84
消費税負担率（均一税率）	5.33%	4.14%	3.79%	3.41%	2.89%
軽減額（B-A)	-0.05	-0.05	-0.12	-0.13	-0.36

均一税率≒9.435%

出所：『家計調査年報（2021 年）』総務省統計局より作成。

表 3-3 は、軽減税率対象消費が所得に占める割合を表すものである。この表によると、勤労者世帯のデータでは、所得階級の上昇につれて食料費の割合が低下する傾向が見られ、第Ⅰ分位の支出比率が 15.1%であるに対して、第Ⅴ分位は 7.2%になっている。いわゆるエンゲル係数の構造が観察できる。総世帯のデータでは、第Ⅰ分位の支出比率が 18.6%であるに対して、第Ⅴ分位は 8.3%になっている。第Ⅰ分位よりも、第Ⅱ分位の支出比率が高い理由は、世帯人員数が第Ⅱ分位の方が多いだと考えられる。

その一方、勤労者世帯における新聞の支出比率はそれほどの逆進的な構造を持っていないがわかる。高所得層の方がより購読することが確認できた。つまり、高所得層の方が新聞に適用する軽減税率の恩恵が大きいことがわかる。

以上の結果は、逆進性緩和効果がほとんどない新聞を非課税品目にしたことによる税収ロスを解消して、消費税率を引き下げたほうが、逆進性緩和の観点からは望ましいことを示唆するものと言えよう。

表 3-3　軽減税率対象消費が所得に占める割合

単位：万円

		第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位
勤労者世帯	世帯人員数	1.46	2.22	2.65	3.07	3.21
	年間収入	239	424	574	750	1,171
	食料費（外食・酒類除く）	36.0	50.9	60.8	71.7	84.6
	新聞代	1.0	1.3	1.5	1.7	2.4
	収入に占める割合（食料費）	15.1%	12.0%	10.6%	9.6%	7.2%
	収入に占める割合（新聞代）	2.7%	2.5%	2.4%	2.4%	2.9%
総世帯	世帯人員数	1.26	1.81	2.28	2.74	3.15
	年間収入	162	293	424	610	1,079
	食料費（外食・酒類除く）	30.2	56.7	66.0	72.1	89.8
	新聞代	2.1	2.6	2.4	1.9	2.4
	収入に占める割合（食料費）	18.6%	19.3%	15.6%	11.8%	8.3%
	収入に占める割合（新聞代）	7.0%	4.5%	3.7%	2.7%	2.7%

出所：『家計調査年報（2021 年）』総務省統計局より作成。

3-2-3　スーツ係数の計測

これまで、年間収入階級別の消費税負担を計測したが、逆進性の程度をより直観的な数値を表すため、スーツ（suits）係数を利用してみる。スーツ係数の値は、正であれば累進税となり、値が高いほど累進性の程度が高くなる。一方、スーツ係数の値は、負であれば逆進税となり、絶対値の値が高いほど、逆進性の程度が激しくなる。

本稿では、勤労者世帯の現行消費税率ケースと均一税率ケースの下での消費税負担額のデータを用いて、それぞれのスーツ係数を計測し、比較を行う。

スーツ係数を計測するには、まずローレンツ曲線とよく似た税負担集中度曲線を描く必要がある。図 3-1 で示しているように、横軸には所得累積比率になり、縦軸には税負担累積比率を採用している。対角線は、完全累進的な比例税であるので、消費税の税負担集中度曲線は対角線の上方に位置しており、逆進的であることを意味している。この図からわかるように、現行消費税率ケースは、均一税率ケースの税負担集中度曲線とほぼ重なっており、肉眼では違いを判別できない。スーツ係数の値は、現行消費税率下が-0.0987、均

一税率の値が-0.1001となった。スーツ係数の値でみてもその差は、わずかであり、軽減税率適用による逆進性緩和効果は小さいことがわかった。

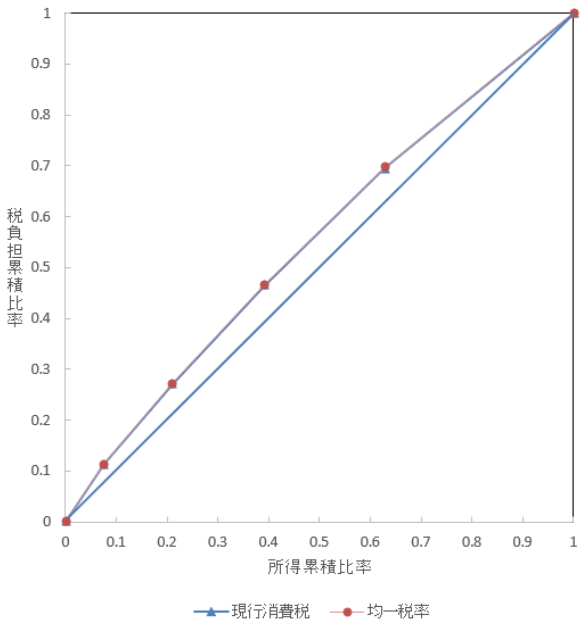

出所：筆者作成。

図 3-1　消費税負担集中度曲線

3-3 生涯税負担の計測

前節では、『家計調査年報』のデータを利用して、一時点の所得および消費支出にもとづく分析を行った。ただ、一時点のデータを利用した分析だけでは、十分ではない。いくつかの先行研究で指摘されているように、一時点において逆進性が見られるとしても、年齢の上昇につれて所得が増加することで、より高い所得階級に移動していく可能性もある。そこで、ライフ・サイクルの視点から生涯レベルにおける消費税の負担を計測する必要がある。本節では、生涯所得および生涯消費を推計した上で、生涯の消費税負担を計測

し、軽減税率の有効性を検証してみよう。

3-3-1　生涯所得の推計

まず、『令和2年賃金構造基本統計調査』（厚生労働省）のデータを用いて、2020年時点から労働市場に参入する世代の生涯所得プロファイルを推計しよう。

本稿では、単年度の年齢階級別のデータを用いて、生涯の所得プロファイルを推計することにした。これは、日本の賃金慣行が年功序列型の賃金体系になっており、年齢階級別の賃金水準の違いというのは、そのまま生涯の所得水準の差を反映すると考えられるからだ。具体的な推計手法は、橋本（2010）を踏襲したものである。推計にあたっては、学歴別・企業規模別の世代別データを構築することにした。学歴別については、大卒と高卒を対象とした。企業規模別については、大企業（1000人以上）、中小企業（100～999人）と零細企業（10～99人）を利用した[36]。

『賃金構造基本統計調査』の「第2表　年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」は、「所定内給与額」、「年間賞与その他特別給与額」は5歳刻み階級別に掲載されている。これらのデータを1歳刻みに加工すれば、65歳までの所得プロファイルを作成することができる。加工する際には、各年齢階級別のデータが年齢の中央値のデータであると想定した。5歳刻みで隣接する2つの年齢階級の加重平均をとることにより、1歳刻みのデータが求められる。例えば、23歳のデータは、（22歳のデータ×0.8）＋（27歳のデータ×0.2）で求め、24歳のデータは、（22歳のデータ×0.6）＋（27歳のデータ×0.4）で計算することができる。

本稿では、生涯の所得プロファイルを80歳までとしている。65歳以降の収入については、夫婦2人分の老齢基礎年金と老齢厚生年金

36 日本では依然として、男女間で賃金格差が存在している。そこで、これらのデータはすべて男性のデータを使用している

の合計額を受給するものと仮定している[37]。老齢基礎年金の受給額は1人あたり月間65,075円（2021年の基準額）とした。老齢厚生年金の受給額は、次のように得られる。

老齢厚生年金受給額＝標準報酬×（5.148/1000）×加入年数×1.031×0.985

ここで、この式の標準報酬については、先に求めた年齢別の所得プロファイルの平均値を利用した。

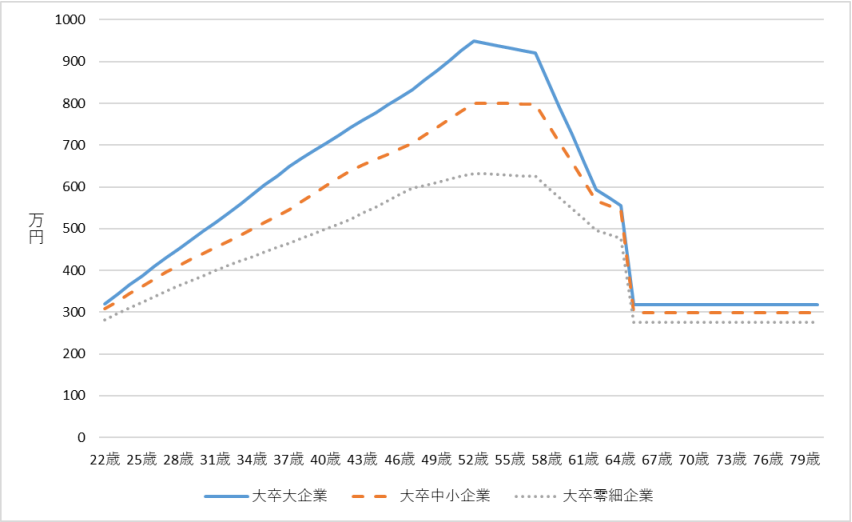

出所：『令和2年賃金構造基本統計調査』厚生労働省より作成。

図 3-2　所得プロファイル（大卒）

それでは、同一世代内の各階層の生涯所得はどのような特徴を持っているのであろうか。学歴別・企業規模別の所得プロファイルを描いたものが、図3-2と図3-3である。図3-2と図3-3を見ると、大卒大企業の所得プロファイルは、ピーク時に約950万円となるに対し、高卒零細企業の場合は450万円にとどまり、2倍以上の所得格差の存在が観察される。日本の特徴である年功序列の賃金慣行を反映しているため、高齢になるまでのキャリアにより、階層間の経済

37 夫婦は同一の年齢であると仮定している

状態のばらつきが大きいことがわかる。65 歳以降の各階層の所得プロファイルは、それほどのばらつきがなかったが、若い頃からの資産蓄積の多寡によって、老後の経済状態に影響を及ぼすことは否定できない。

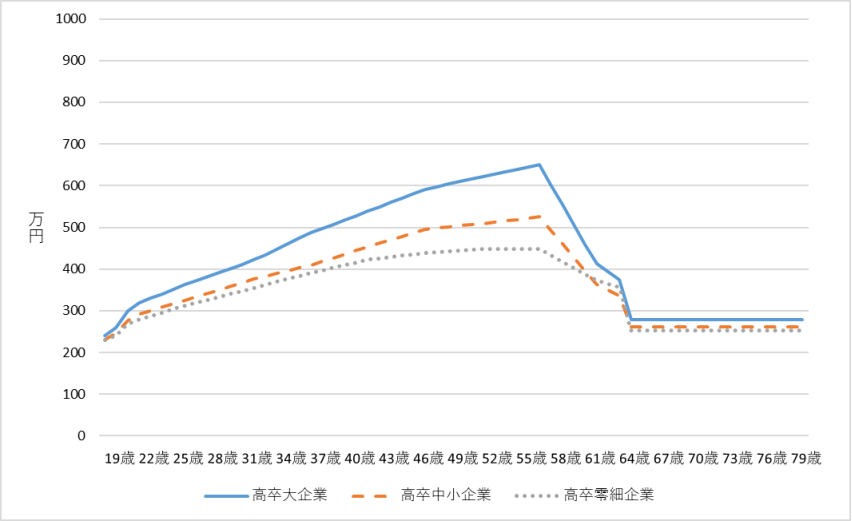

出所：『令和 2 年賃金構造基本統計調査』厚生労働省より作成。

図 3-3　所得プロファイル（高卒）

以上の結果を橋本（2010）が『平成 19 年賃金構造基本統計調査』のデータで行った研究と比較すると、橋本（2010）では大卒大企業の所得プロファイルがピーク時に年収 1,000 万円を超えているが本稿の推計はピーク時でも年収 1,000 万円を超えることはなかった。それは、近年の日本における実質賃金上昇率はマイナスであるためであり、デフレーションがより一層顕著に表れたからだ。

3-3-2　生涯消費の推計

次に、総務省統計局の『2019 年全国家計構造調査』、『平成 26 年全国消費実態調査』のデータを利用して、生涯消費プロファイルを推計しよう。

本稿における生涯消費プロファイルの推計手法も、基本的には橋

本（2010）を踏襲したものである。しかし、橋本（2010）の分析当時は、軽減税率が導入されていなかった時代である。これに対し、本稿は軽減税率の影響を考慮するために、消費プロファイルを推計する時は「食料支出（酒類・外食を除く）」と「一般消費支出」を区分していることに特徴がある。さらに、年間収入階級別消費性向を計算する時、十分位階級別のデータではなく、50 万円階級別のデータを利用したため、消費性向をより精緻に把握しているという違いが指摘できる。

まず、『2019 年全国家計構造調査』の勤労者世帯の「世帯主の年齢階級」、「世帯主年間収入階級」および「一世帯当たり 1 か月間の収入と支出」のデータを利用して、年齢別の平均消費性向と消費支出に食費支出（酒類・外食を除く）が占める割合を求める。年齢別平均消費性向は、次のように得られる。

年齢別平均消費性向=消費支出/可処分所得

表 3-4　年間収入階級別消費性向

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳
200～250万円	0.662	0.711	0.751	0.802	0.816
250～300万円	0.596	0.716	0.815	0.829	0.759
300～350万円	0.713	0.652	0.749	0.706	0.722
350～400万円	0.696	0.692	0.699	0.683	0.733
400～450万円	0.660	0.640	0.637	0.653	0.752
450～500万円	0.661	0.608	0.664	0.647	0.744
500～550万円	0.606	0.622	0.636	0.594	0.775
550～600万円	0.577	0.637	0.679	0.622	0.671
600～650万円	0.855	0.603	0.620	0.633	0.612
650～700万円	0.496	0.577	0.640	0.654	0.728
700～750万円	0.842	0.562	0.652	0.625	0.718
750～800万円	0.427	0.565	0.653	0.704	0.780
800～850万円	0.557	0.612	0.597	0.649	0.608
850～900万円		0.637	0.613	0.724	0.709
900～950万円		0.583	0.600	0.693	0.437
950～1000万円		0.613	0.590	0.665	0.813

出所：『2019 年全国家計構造調査』総務省統計局より作成。

表 3-4 は、20 代から 60 代までの年間収入階級別消費性向を示したものだ。年間収入階級の高い世帯ほど平均消費性向の低下傾向が見

られる。ただ、30 歳未満の部分に関しては、各階層の消費支出および平均消費性向はかなり異なるため、所得の上昇につれて平均消費性向の低下傾向が見られない。それは、30 歳未満で高賃金のサンプル数がそれほど多くないのためである。

表 3-5　食料支出（酒類・外食を除く）の割合

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳
200～250万円	0.148	0.201	0.207	0.211	0.267
250～300万円	0.132	0.189	0.191	0.176	0.247
300～350万円	0.134	0.186	0.188	0.193	0.246
350～400万円	0.143	0.166	0.189	0.203	0.251
400～450万円	0.139	0.173	0.204	0.191	0.240
450～500万円	0.120	0.163	0.184	0.202	0.232
500～550万円	0.124	0.175	0.194	0.209	0.244
550～600万円	0.137	0.168	0.185	0.198	0.251
600～650万円	0.087	0.171	0.180	0.197	0.240
650～700万円	0.170	0.180	0.184	0.165	0.210
700～750万円	0.086	0.179	0.186	0.174	0.227
750～800万円	0.177	0.157	0.162	0.174	0.205
800～850万円	0.105	0.148	0.203	0.181	0.239
850～900万円		0.171	0.186	0.160	0.192
900～950万円		0.169	0.189	0.171	0.268
950～1000万円		0.150	0.177	0.154	0.174

出所：『2019 年全国家計構造調査』総務省統計局より作成。

『全国家計構造調査』には、「食料」、「酒類」、「外食」が掲載されており、食料の消費支出額から酒類と外食の合計額を取り除くと、軽減税率の適用対象となる[38]。そこで、表 3-5 は消費支出に食料支出（酒類・外食を除く）が占める割合をまとめたものだ。

65 歳以降の高齢者世帯の平均消費性向と消費支出に食料支出（酒類・外食を除く）が占める割合については、『平成 26 年全国消費実態調査』の「第 71 表 公的年金･恩給受給額階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」を用いて、上記の手順で推計することができる[39]。

38 本稿では、軽減税率の分析をする際には、新聞を無視している。それは、データから分離することが困難のためである。現実には、軽減税率の対象として、考慮すべきである
39 本稿では、橋本（2010）と同様に、65 歳以降の年齢による消費性向の違いは考慮していない

表 3-6　年間収入階級別消費性向と食料の割合（65 歳以降）

	消費性向	食料の割合
80万円未満	0.862	0.257
80～120万円	0.801	0.265
120～160万円	0.783	0.264
160～200万円	0.744	0.255
200～240万円	0.764	0.241
240～280万円	0.748	0.234
280～320万円	0.755	0.221
320～360万円	0.718	0.223
360～440万円	0.706	0.211
440～520万円	0.678	0.210
520万円以上	0.574	0.206

出所：『平成 26 年全国消費実態調査』より作成。

求めた年間収入階級別消費性向を参照しながら、学歴別・企業規模別の各所得プロファイルの各年齢時の平均消費性向を設定する。また、学歴別・企業規模別の各所得プロファイルの各年齢時の食料の割合も同じ手法で設定する。例えば、大卒大企業のサラリーマンが 25 歳時の年収は 386.712 万円である。平均消費性向は、表 3-4 の「350 万円～400 万円」階級の「30 歳未満」のデータ 0.696 になる。食料の割合は、表 3-5 の「350 万円～400 万円」階級の「30 歳未満」のデータ 0.143 になる。表 3-7 は、一例として大卒大企業の所得と消費性向・食料の割合の関係をまとめたものだ。

表 3-7　所得と消費性向・食料の割合の関係（大卒大企業）

	年収（万円）	消費性向	食料の割合
25歳	386.712	0.696	0.143
30歳	493.456	0.608	0.163
35歳	603.868	0.603	0.171
40歳	704.916	0.652	0.186
45歳	796.092	0.653	0.162
50歳	902.218	0.693	0.171
55歳	932.312	0.693	0.171
60歳	724.428	0.718	0.227
65歳	318.545	0.755	0.221
70歳	318.545	0.755	0.221
75歳	318.545	0.755	0.221
80歳	318.545	0.755	0.221

出所：筆者作成。

次に、所得プロファイルから税・社会保険料から差し引いた可処分所得の推計が可能となる。可処分所得に平均消費性向を乗じて、消費支出を求める。可処分所得を求めるのに必要な税・社会保険料は生涯を通じて、推計する必要がある。

所得税と住民税については、所得プロファイルの値に 2020 年の税法を適用することで計算する。周知の通り、日本の所得税法では、所得の性質によって 10 種類の所得に分かれている。だが、本稿ではサラリーマンの生涯消費税負担の逆進性を計測するために、給与所得のみのケースを選択し、ほかの所得を考慮していない。以下からは、5 つのステップに分けて、所得税と住民税の負担額の計算方法を紹介しよう。

（ステップ 1）給与所得の計算
（ステップ 2）社会保険料の計算
（ステップ 3）人的控除の計算
（ステップ 4）課税所得の計算
（ステップ 5）税率表を適用して、税額の計算

表 3-8　給与所得控除額の計算式

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円以下	550,000円
1,625,001円　～　1,800,000円	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円　～　3,600,000円	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円　～　6,600,000円	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円　～　8,500,000円	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

出所：国税局ホームページより作成。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm（2022 年 12 月 25 日）

まず、ステップ 1 の給与所得を計算する際には、給与所得控除額を計算する必要がある。表 3-8 は、国税局の給与所得控除額の計算

式である。先に求めた所得プロファイルを表 3-8 の計算式にしたがって、給与所得控除額を計算する。給与所得は給与収入から給与所得控除額を差し引いたものとなる。

次に、ステップ 2 の社会保険料の計算をするために、財務省が課税最低限を計算する際に利用している社会保険料控除の簡易計算方式を用いた。表 3-9 は、社会保険料控除の簡易計算方式を示したものである。給与収入が 900 万円以下であれば、社会保険料は給与収入金額に 15%を乗じる金額となる。給与収入が 900 万円から 1,800 万円の区間であれば、給与収入に 3%を乗じて、108 万円を加えた金額となる。給与収入が 1,800 万円を超える場合には、162 万円になる。

表 3-9　社会保険料控除の簡易計算方式

給与収入金額	割合	加算額
900 万円以下	15%	-
900 万円～1,800 万円	3%	108 万円
1,800 万円以上	-	162 万円

出所：財務省「所得税など（個人所得課税）」より作成。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income（2022 年 12 月 25 日）

課税所得を計算するためには、ステップ 3 の人的控除を計算する必要がある。本稿では、単純化のため、夫婦子供 1 人の家庭を想定した。つまり、「基礎控除」、「配偶者控除」、「一般扶養控除」、「特定扶養控除」4 つの人的控除を考慮すべきになる。基礎控除に関しては、納税者本人が 65 歳未満まで適用されるものとした。配偶者控除に関しては、パートをしない専業主婦を想定した。表 3-10 の全国男性の平均初婚年齢の推移を見ると、近年日本の男性の平均初婚年齢は 31.1 歳になることがわかる。

表 3-10　男性の平均初婚年齢の推移（全国）

	男性
2017 年	31.1 歳
2018 年	31.1 歳
2019 年	31.2 歳
2020 年	31.0 歳

出所：厚生労働省「人口動態調査」各年版より作成。

そこで、本稿では、男性は 31 歳から結婚し、32 歳から子育てをするケースと想定した。具体的には、31 歳から 65 歳の間は配偶者控除が適用され、47 歳から 49 歳の間は一般扶養控除が適用される。特定扶養控除に関しては、50 歳から 53 歳の間が適用される[40]。なお、表 4-9 で示されているように、人的控除の控除額は所得税と住民税によって異なる。

ステップ 4 の課税所得を求める際には、以下の式を利用した。

課税所得=給与所得-(基礎控除＋配偶者控除＋扶養控除＋社会保険料控除)

表 3-11　主要な人的控除（2020 年）

	所得税	住民税
基礎控除	48 万円	45 万円
配偶者控除	38 万円	33 万円
一般扶養控除	38 万円	33 万円
特定扶養控除	63 万円	45 万円

出所：財務省「人的控除の概要（所得税）」より作成。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b03.htm（2022 年 12 月 25 日）

40 一般扶養親族の年齢は 16 歳以上、特定扶養親族の年齢は 19 歳以上 23 歳未満である

表 3-12　所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 ～ 1,949,000円	5%	0円
1,950,000円 ～ 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円 ～ 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円 ～ 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円 ～ 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円 ～ 39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

出所：国税局「所得税の税率」より作成。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm（2022 年 12 月 25 日）

最後に、求めた課税所得に所得税の速算表を適用すれば、所得税額を計算できる。住民税に関しては、所得割と均等割の合計額で計算する。具体的に、住民税所得割の税率は 10%（都道府県 4%＋市町村 6%）となっており、課税所得を 10%に乗じれば所得割の税額が計算できる。均等割は所得の多少にかかわらず、均等に納めるものである。本稿では、大阪府大阪市の均等割を採用したため、均等割の税額は 5,300 円（府 1,800 円＋市 3,500）とした。

2013 年から 2037 年までの間には、東日本大震災の復興財源として、通常の所得税に上乗せして徴収される「復興特別所得税」が設けられている[41]。本稿では、高卒のサラリーマンは 19 歳から 36 歳まで、大卒のサラリーマンは 22 歳から 39 歳までの間に税率 2.1%の復興税の適用を想定した。

以下では具体的な数値例を用いて、所得税の計算方法を説明しよう。例えば、大卒大企業の 50 歳のサラリーマンの所得プロファイルが 902.218 万円の場合、給与所得は 707.218 万円。社会保険料控除 135.0665 万円、基礎控除 48 万円、配偶者控除 38 万円、特定扶養控除 63 万円が適用され、課税所得は 423.1515 万円となる。課税所得に 20%を乗じて、控除額の 42.75 万円を引くと、最終的の所得税額は 41.88 万円となる。

41 2020 年税制では、2037 年時点の年齢まで復興税の適用を想定している

住民税の計算方法は、以下のように求められる。大卒大企業の 50 歳のサラリーマンの所得プロファイルが 902.218 万円の場合、給与所得は 707.218 万円。社会保険料控除 135.0665 万円、基礎控除 43 万円、配偶者控除 33 万円、特定扶養控除 45 万円が適用され、課税所得は 451.1515 万円となる。課税所得に住民税率 10%を乗じて、所得割の住民税額は約 45.12 万円となる。最後に、均等割の住民税額 5,300 円を加算すれば、住民税の負担額は 45.16 万円となる[42]。年齢別の所得プロファイルにこのような手順を繰り返すことで、各年齢時の所得税・住民税の負担額が求められる。

65 歳以降の年金収入に対しての所得税と住民税については、「公的年金控除」も適用されるものとした。本稿での年金収入は、学歴、企業規模にもかかわらず、すべてが 330 万円未満のケースである。表 3-13 で示されているように、控除額は 110 万円である。なお、65 歳以降の社会保険料は、財務省の簡易計算方式を適用することができない。そのため、『平成 26 年全国消費実態調査』を用いて、平均消費性向を設定した際と同様の手法で、年収と社会保険料の関係を設定していた。各学歴別・企業規模別の年金収入をそれぞれの割合に乗じれば、社会保険料の金額を求められる。例えば、高卒零細企業の年金収入が 253.718 万円の場合、年収に占める社会保険料の割合は約 6.7%であり、社会保険料は 17.12 万円となる。年金収入は、一般的に雑所得として取り扱い、このケースでは、所得税の税率は 5%となっている。年金収入から各種の控除額を差し引いて、その課税金額に所得税率 5%を乗じて、年金収入の所得税が求められる。

表 3-14 は、各学歴別・企業規模別の各年齢時の所得税・住民税・社会保険料の合計負担額をまとめたものだ。この表からは、若い時期に各所得階層が納める税・社会保険料の総額はそれほどの差がな

42 住民税均等割の金額は、通常5,000円（市町村民税3,500円＋道府県民税1,500円）と定められている。なお、森林保全に必要な財源を確保するために、大阪府は「森林環境税」として、個人府民税の均等割額に300円が加算されている。以上の記述は、大阪府大阪市の「個人市・府民税の税額」（https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000383147.html）を参照にした

かったことが読み取れる。だが、高所得層の年齢が上がるほど増える一方、低所得層の納付額にあまり変化がなく、応能原則が反映されている。

表 3-13　公的年金控除額

	公的年金等の収入金額	控除額
65歳以上	330万円未満	110万円
	330万円以上410万円未満	収入金額×25％＋27.5万円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15％＋68.5万円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×５％＋145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円（上限）

出所：国税局ホームページより作成。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm（2022 年 12 月 25 日）

表 3-14　各年齢時の所得税・住民税・社会保険料の合計負担額

単位：万円

	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳以降
大卒大企業	83.06	111.26	135.15	164.8	198.5	222.58	249.33	171.63	39.55
大卒中小企業	76.78	96.43	110.28	134.78	156.07	170.27	199.7	150.36	35.22
大卒零細企業	67.92	83.15	92.02	105.91	124.49	127.92	141.61	119.2	30.98
高卒大企業	74.46	86.93	96.16	110.71	125.36	125.67	144.74	107.81	32.00
高卒中小企業	66.43	76.2	80.08	89.86	100.54	99.1	111.07	87.79	28.11
高卒零細企業	63.33	71.91	75.31	83.43	88.93	84.18	92.72	81.66	26.45

出所：筆者作成。

以上より、生涯レベルの所得税、住民税および社会保険料の推計ができた。これらのデータを利用して、各学歴別・企業規模別の生涯消費支出を求めることができる。消費支出の計算式は以下のように与えられる。

消費支出＝年齢別平均消費性向×（収入-(所得税+住民税+社会保険料））

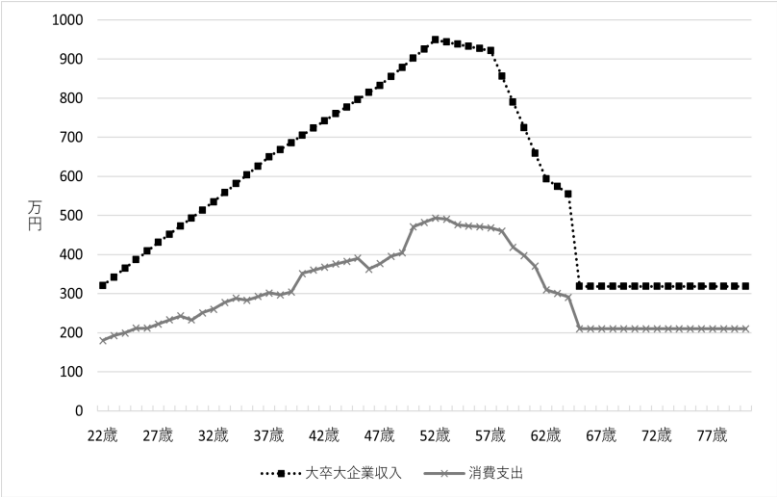

出所：筆者作成。

図 3-4　大卒大企業の生涯収入と生涯消費

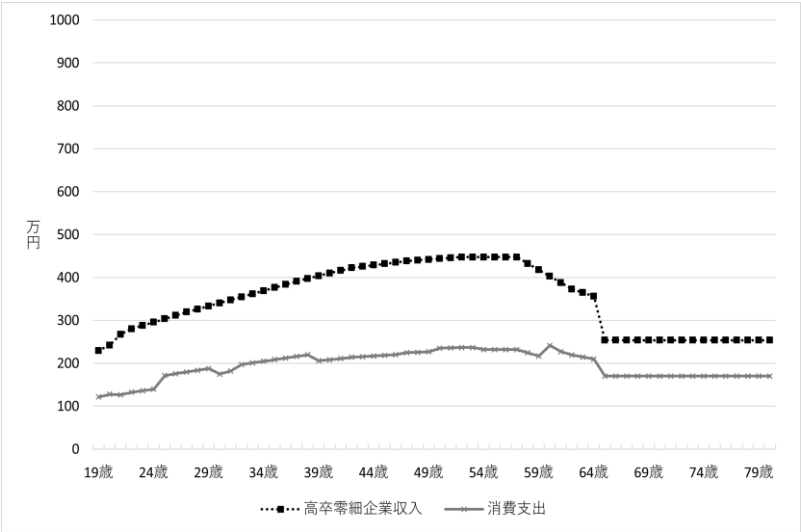

出所：筆者作成。

図 3-5　高卒零細企業の生涯収入と生涯消費

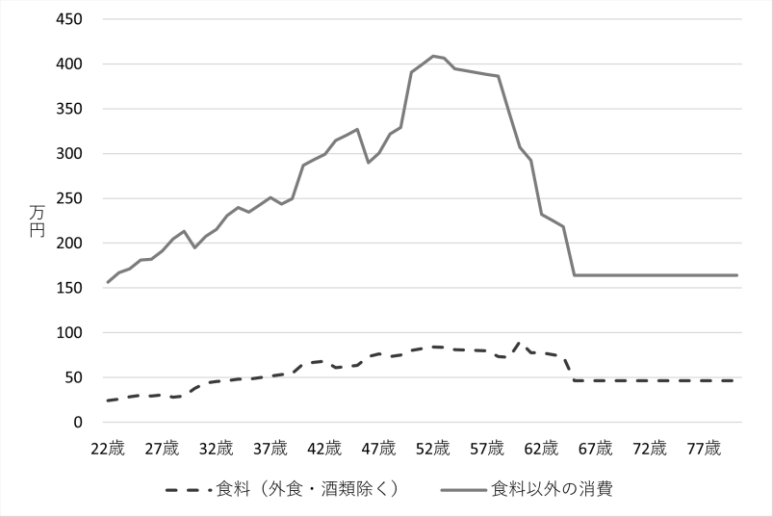

出所：筆者作成。

図 3-6　消費支出の構造(大卒大企業)

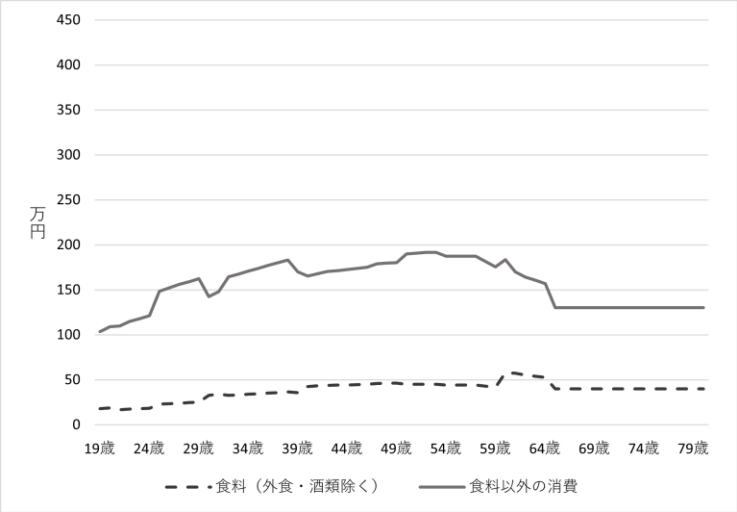

出所：筆者作成。

図 3-7　消費支出の構造(高卒零細企業)

上記の手法で求めた学歴別・企業規模別の生涯収入と生涯消費を描いたものは図 3-4 と図 3-5 になる。大企業に勤める大卒のサラリーマンの生涯収入と生涯消費の変化を示す図 3-4 を見ると、30 代後半から 50 代にかけて、収入の上昇とともに、収入と消費支出の差が拡大していることが示されている。これは、高所得者層の収入が貯蓄にまわす余裕ができることを示唆している。その一方、図 3-5 で

は、高卒で零細企業に勤めるサラリーマンの収入と消費支出の差があまり拡大していないことが見られる。両者を比較すると、低所得者層である零細企業の高卒のサラリーマンの貯蓄額の乏しさがわかる。

次に、求めた消費支出から、軽減税率の適用対象である「食料支出（酒類・外食を除く）」を分離するために、表 3-5 の食料支出（酒類・外食を除く）が消費支出に占める割合を利用する。図 3-6 は、大卒で大企業に勤めるサラリーマンの消費支出の構造を描いたものである。この図から、大卒大企業の勤労者世帯については、食料（外食・酒類を除く）支出の変動があまり大きくないのに対して、食料以外の消費支出の変動が非常に激しいことがわかる。50 代後半からは、収入の減少に伴い、食料以外の消費が徐々に減少する傾向が読み取れる。大卒大企業のグラフと比べて、高卒零細企業のグラフは、比較的安定的である。

以上の手続きにより、食料（酒類・外食を除く）支出と食料以外の消費支出が与えられれば、各学歴別・企業規模別に生涯レベルの消費税を推計することが可能になる。食料支出と食料以外の消費支出にそれぞれの実効税率で乗じ、合計すると生涯消費税の負担額になる。表 3-15 は、各学歴別・企業規模別の生涯消費税負担をまとめたものだ。なお、負担率に関しては、生涯消費税の負担額を生涯所得で割ったものである。この表によると、大卒大企業のサラリーマンは、約 3 億 4,267 万円の生涯所得を獲得し、生涯で約 1,579 万円の消費税を負担することがわかる。一方、高卒零細企業のサラリーマンは、約 2 億 1,583 万円の生涯所得を獲得し、生涯消費税負担額は 1,054 万円である。

この消費税の負担率をグラフにしたものが図 3-8 である。それぞれの負担率を見ると、大卒大企業の負担率が 4.61%であるのに対して、高卒零細企業の負担率が 4.88%となっている。よって、逆進性の緩和策である軽減税率制度の導入にもかかわらず、生涯消費税負担は依然として逆進的な構造を持っていることがわかる。

さらに、この図では、軽減税率の逆進性緩和効果を考察するために、一律税率のケースとの比較を試みた。「一律」の線は、一律 10%の税率を仮にかけた場合の負担率のグラフである。一律 10%で課税すると現行税率のケースと比較すると、税収規模が異なるためそのままで比較対象にできない。そこで、逆進性の度合いを比較するために、この一律 10%のグラフを平行移動させて、比較することにした。このグラフからは、軽減税率の適用により現行の消費税負担は低所得層の負担をわずかしか低下させていないことが読み取れる。

表 3-15　学歴別・企業規模別の生涯消費税負担（8%、10%）

	生涯所得（万円）	生涯消費税（万円）	負担率
大卒大企業	34,267	1,579	4.61%
大卒中小企業	30,268	1,428	4.72%
高卒大企業	26,654	1,265	4.74%
大卒零細企業	25,718	1,223	4.76%
高卒中小企業	23,098	1,110	4.81%
高卒零細企業	21,583	1,054	4.88%

出所：筆者作成。

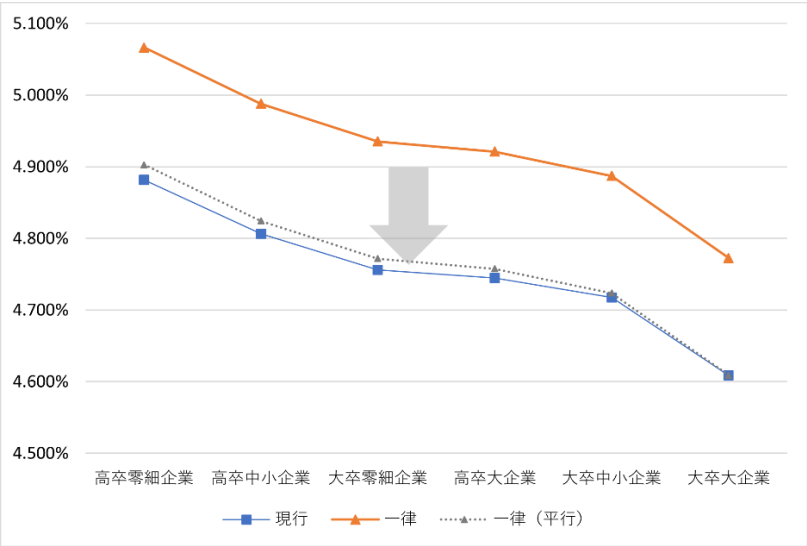

出所：筆者作成。

図 3-8 学歴別・企業規模別の生涯消費税負担率

第 4 章　消費税の負担軽減対策

4-1　イギリスの複数税率制度

本節では、イギリスの付加価値税制度を紹介するうえで、逆進性の緩和策である複数税率制度の問題点について検討しよう。

イギリスの付加価値税は、1973 年 4 月 1 日に導入された。導入当初の付加価値税率は 10%の標準税率とゼロ税率の 2 つがあった。なお、1974 年には、ガソリンなどの特定商品に 25%の増割税率が導入された。1976 年に、この増割税率が 12.5%に引き下げられた。その後、1979 年に誕生したサッチャー（Margaret Thatcher）政権が大きな税制改革をおこなった。サッチャー政権は、所得税を大幅減税し、付加価値税を強化した。増割税率を廃止して、標準税率が 8%から 15%に引き上げられた。

2020 年 1 月末までイギリスは EU の加盟国であった。EU は加盟国の付加価値税制度に関する指令が存在している。「1992 年第 6 次指令修正指令」（92/77/EEC）には、2 つのルールを規定している。ひとつは、「1996 年 12 月 31 日までに加盟国は一般税率を 15%以上とする」というものだ。いまひとつは、「加盟国は 1 つあるいは 2 つの軽減税率を設けることができる。ただし、軽減税率は 5%以上としなければならない」という複数税率の基準である。だが、イギリスは、この指令に従ってこなかった。

そこで、最近のイギリスにおける税率構造をみてみよう。表 4-1 は、2022 年 7 月現在の付加価値税の税率表である。この表で示したように、イギリスにおいて、付加価値税の税率は 3 種類が存在しており、一般税率（Standard rate）、軽減税率（Reduced rate）およびゼロ税率（Zero rate）である。日本と違い、イギリスでは食料品にゼロ税率が適用されている。この他に、付加価値税が免除される非課税品目が存在しており、医療、教育、郵便、金融、保険などが適用される。

表 4-1　イギリスの税率構造（2022 年 7 月現在）

税率区分	税率	適用対象
一般税率（Standard rate）	20%	ほとんどの商品とサービス
軽減税率（Reduced rate）	5%	家庭用燃料、電力、チャイルドシートなど
ゼロ税率（Zero rate）	0%	食料品（一部除く）、子供服、水道水、出版物、医薬品、居住用建物など

出所：イギリス政府「VAT rates on different goods and services」より作成。
https://www.gov.uk/guidance/rates-of-vat-on-different-goods-and-services（2022 年 12 月 25 日）

近年、COVID-19 の感染拡大により、経済に大きな影響を及ぼし、特に外食産業、観光産業には多大な損失を被った。イギリスは、これらの事業者を支援するため、付加価値税の税率引き下げを実施してきた。この施策は具体的に、レストラン、カフェ、パブでの食事やテイクアウト、ホテル、キャンプ地などでの宿泊、映画館、テーマパーク、動物園といった品目に適用される。イギリス政府の「VAT 通知 709/3」（VAT Notice 709/3）によると、これらの事業者向けの支援措置は 2020 年度から実施され、2021 年 9 月 30 日までは 5%、2021 年 10 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までは 12.5%の税率が適用されていた。

このような軽減税率やゼロ税率を適用すると、課税ベースが狭くなるという問題点をイギリスの税制が抱えてきたことになる。税収ロスを測るために、VRR（VAT Revenue Ratio）という指標が OECD によって採用されている[43]。VRR は、税収ロスが少ないほど、1 に近い

43 VRR の計算式は、VRR=付加価値税収/(消費総額-付加価値税収)・標準税率である

数値をとることになる。図 4-1 は、OECD 諸国の VRR 指標を示したものである。

図 4-1 によると、2018 年時点でのイギリスの VRR は 0.45 となっている。これに対して、日本の VRR は OECD 諸国で第 4 位となっており、数値は 0.72 である。日本の税収ロス、イギリスと比べるとそれほど高くない。それは、2018 年時点の消費税率は一律 8%のためである。ニュージーランドの消費税（Goods and Services Tax）は極めて広い課税ベースを持つため、VRR の数値は 0.99 になっており、OECD 諸国の中ではもっとも高い数値である。

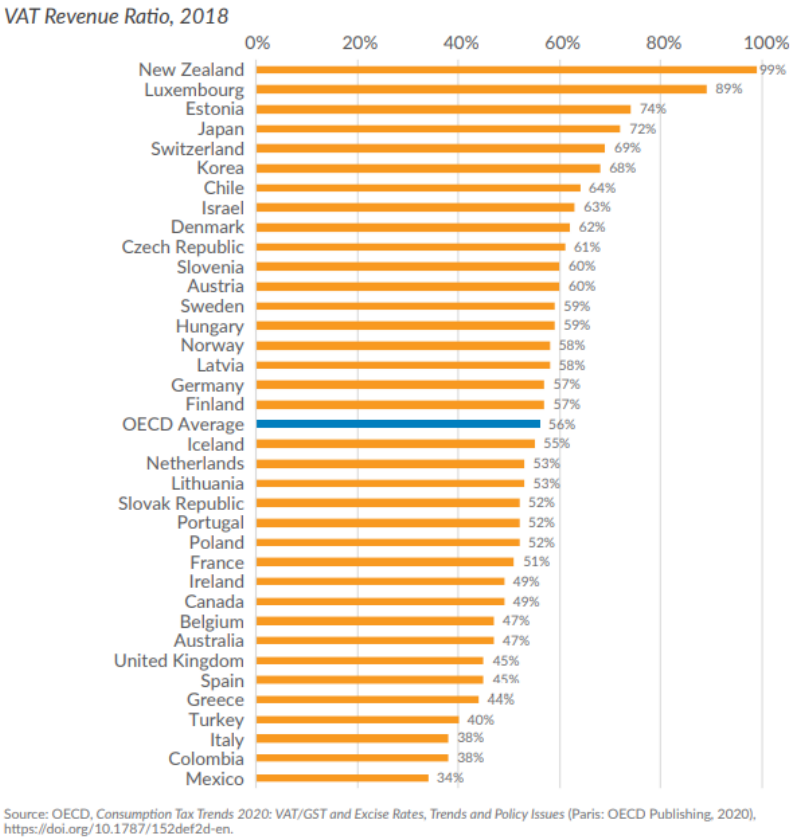

出所：OECD「Consumption Tax Policies in OECD Countries」より引用。

https://files.taxfoundation.org/20210225102600/Consumption-Tax-Policies-in-OECD-Countries1.pdf（2022 年 12 月 25 日）

図 4-1　OECD 諸国の VRR 指標

近年、イギリスの税収ロス問題を指摘されている有名な先行研究としては、財政研究所（Institute for Fiscal Studies）の「マーリーズ・レビュー」が存在している。

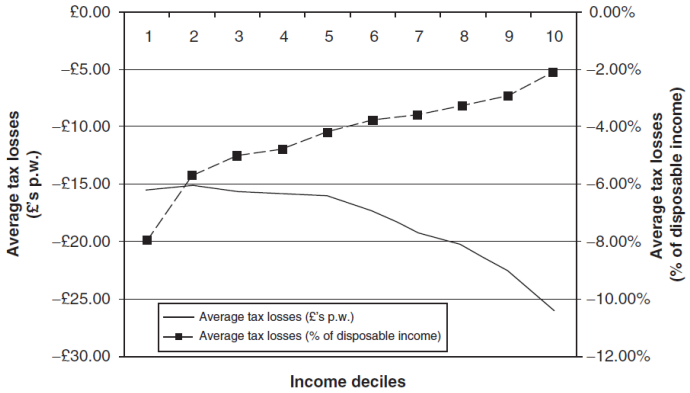

Note: Income decile groups (1=poorest, 10=richest) are derived by dividing all households into ten equal-sized groups according to disposable income adjusted for household size and composition using the McClements equivalence scale.

Source: IFS calculations using the IFS tax and benefit microsimulation model, TAXBEN, run on uprated data from the 2005–06 Expenditure and Food Survey.

出所：Mirrlees et al.（2010）より引用。

図 4-2　VAT 単一税率の場合の税収ロス

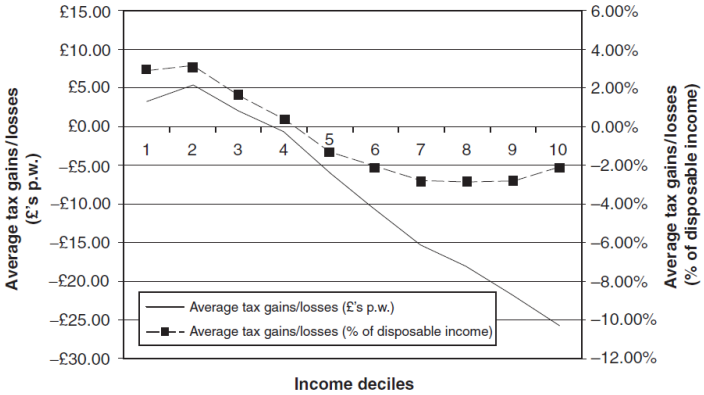

Note: Income decile groups (1=poorest, 10=richest) are derived by dividing all households into ten equal-sized groups according to disposable income adjusted for household size and composition using the McClements equivalence scale. Uniform VAT rate excludes housing and non-insurance financial services: see text for details of the reform.

出所：Mirrlees et al.（2010）より引用。

図 4-3　改革案の所得再分配効果

Mirrlees et al.（2011）は、2010-2011 年度のゼロ税率、軽減税率および非課税による税収ロスのシミュレーションをおこなってい

る。そのシミュレーションによると、ゼロ税率による税収ロスは約307億ポンド、軽減税率による税収ロスは約45.5億ポンド、非課税による税収ロスは約200.5億ポンドであり、合計553億ポンドのロスが発生している[44]。

図4-2と図4-3は、「マーリーズ・レビュー」が考察した再分配効果の実証分析の結果である。点線は、複数税率等廃止の影響により可処分所得に占める税収ロスの割合である。実線は、複数税率等廃止の影響により1週間単位の平均的な税収ロスの実額である。一律税率のみ採用し、再分配政策を実施しない図4-2では、明らかな逆進性が存在している。第1分位の可処分所得に占める税収ロスの割合は約-8%に対して、第10分位は約-2%である。それは、高所得者層により多くの恩恵を与えていることを示している。

一方、彼らが提案した給付措置と付加価値税を組み合わせる改革案による再分配の効果を示したものは、図4-3である。低所得層である第1分位は、平均に毎週約2.5ポンドを獲得するのに対し、第10分位は週に約25ポンドの損失が発生する。高所得層の負担が大きくなる一方、低所得層の負担が軽減できる。

彼らは、複数税率制度を廃止、給付付き税額控除への変更を提言した。Mirrlees et al.（2010）では、「重要なのは、この政策パッケージは税収の純増を意味することである。付加価値税改革で約230億ポンドを調達する一方、給付パッケージのコストは約120億ポンドに過ぎない。この110億ポンドの節約をさらなる貧困削減策の財源に充てることができる」と述べている[45]。

4-2. カナダの給付付き消費税額控除制度

前節で述べたように、イギリスで実施されている複数税率制度は税収ロスが発生しており、税収調達力を表す指標であるVRRの数値

44 詳しくは、 Mirrlees et al.（2011）p.172を参照されたい
45 Mirrlees et al.（2010）p.302より引用

が低い。イギリスの税制改革案として公表された「マーリーズ・レビュー」は、複数税率制度の廃止と給付付き税額控除への変更を提言した。本節では、給付付き消費税額控除を実施しているカナダの付加価値税制度を考察する。

まず、カナダの付加価値税制度の概要を説明する。カナダは、1991 年 1 月 1 日より、連邦レベルの付加価値税として、財・サービス税（Goods and Services Tax）を導入した。導入当時には、税率 7 %の単一税率であった。その後、1997 年度から 2007 年度までカナダ連邦政府の財政が継続して黒字の背景があったため、2006 年 7 月と 2008 年 5 月に 2 回の付加価値税率の引き下げをおこなった[46]。

表 4-2　カナダの税率構造（2022 年 7 月現在）

税率区分	税率	適用対象
一般税率（Taxable supplies）	5%	ほとんどの商品とサービス
ゼロ税率（Zero-rated supplies）	0%	基本的な食料品（牛乳、パン、野菜など）、農産品、処方薬、医療機器　など
免税措置（Exempt supplies）	なし	中古不動産の譲渡・賃貸、教育、医療、児童介護、公的機関の一定の活動　など

出所：カナダ歳入庁「GST/HST for businesses」より作成。
https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/gst-hst-businesses.html(2022 年 12 月 25 日)

カナダの付加価値税には、軽減税率が存在していない。原則としてすべての財・サービスを課税対象としているが、実際には、免税措置およびゼロ税率が適用されている品目もある。表 4-2 は、2022 年 7 月現在のカナダの税率構造表である。

カナダは逆進性緩和策として、GST 控除制度を利用している。GST

46 カナダ連邦政府の財政収支について、田村・瀬古（2020）を参照した

控除の基本的な考え方は、各家庭の基礎的な消費支出に対応した消費税相当額を給付しようというものである。

表 4-3　カナダの GST 控除額（2021 年度基準）

控除区分	金額
基礎的な控除額（Base credit）	306 カナダドル
配偶者の控除額（Credit for spouse or common-law partner）	306 カナダドル
適格な扶養家族の控除額（Credit for eligible dependant）	306 カナダドル
子供の控除額（Credit for eligible children）	161 カナダドル・人数

出所：カナダ歳入庁「GST/HST credit」より作成。
https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/gsthstc-amount.html(2022 年 12 月 25 日)

表 4-3 は、カナダの GST 控除額を示したものである。2021 年度基準において、世帯主本人の基礎的な控除額は年間 306 カナダドルになっており、配偶者や扶養家族も年間 306 カナダドルが給付される。また、子供がいる場合には、子供 1 人あたりの控除額は 161 カナダドルである。例えば、夫婦子供 1 人の 3 人家族であれば、年間 773 カナダドルの給付をもらうことができる。さらに、世帯を支える独身者である片親の場合には、全額 161 カナダドルの追加的な給付（Additional credit）ができる。

この給付額は、低所得者の逆進性緩和策であるため、所得の増加にしたがって、逓減することになっている。その減少額の計算式は、（調整済み家族の純所得-39,826 カナダドル)×5%である。なお、調整済み家計の純所得（Adjusted family net income）は、家計の純所得（Family net income）からユニバーサルチャイルドケア給付（UCCB）および登録障害者貯蓄プラン（RDSP）の給付を差し引

いたものにUCCBおよびRDSPの返済を加えたものだ。要するに、家庭の所得が39,826カナダドルを超えた場合には、給付額を逓減する仕組みである。

執行面から見ると、カナダのGST控除制度は、社会保険番号を活用し、税務申告書の中の「控除を申請する」の欄にチェックを記入するだけ簡易な方法である[47]。また、執行上の問題が少ない理由として、低所得水準では概ね世帯構成のみに依拠した定額払いであることがあげられる[48]。

4-3. 複数税率制度と給付付き税額控除制度の比較

本節では、日本における複数税率制度と給付付き消費税額控除制度に関する議論を簡単に紹介し、両制度の優劣を比較した上で、給付付き消費税額控除の導入シミュレーションを行い、どちらが効果的かを検証していこう。

日本では、消費税の引き上げ時の低所得者対策として「給付付き消費税額控除」導入の是非が議論されてきた。2019年に、消費税率を10%に引き上げた際には軽減税率制度が採用されたが、それ以前では低所得者対策に臨時的な給付措置を利用した事例が存在している。1989年の消費税導入時、1997年の消費税3%から5%への引き上げ時には、臨時的な給付措置がとられていた。

1989年に消費税が導入された際、政府は低所得者を対象に「臨時福祉給付金」と「臨時介護福祉金」の2種類の給付を行い、約645億円の予算額で消費税の負担軽減対策を実施した。主には高齢者、児童手当受給者、生活保護受給者などが対象とされた。1997年増税時に、こうした給付金の予算はすでに1,337億円に達していた[49]。ただ、これらの政策はあくまで臨時の給付措置であり、給付付き税額控除制度ではなかった。

47 以上の記述は、栗原（2012）を参照した
48 以上の記述は、佐藤（2011）を参照した
49 以上の記述は、森信（2009）を参照した

その後、1998年12月に発表された民主党の「消費税の抜本改革について」の中で提案された給付付き消費税額控除制度は、カナダのGST控除制度を参考にしたものである。さらに、「民主党政策集INDEX2009」は、給付付き消費税額控除の導入を明記していた。2009年の政権交代後、給付付き消費税額控除の具体案の討論を進めていった。2012年2月に発表された「社会保障・税一体改革大綱」（閣議決定）は、「所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する」と述べている[50]。しかし、自公連立政権へ交代後、給付付き消費税額控除制度の導入は見送られた。

給付付き税額控除制度の導入については、これまでも数多くの先行研究が行われている。有識者の中では、給付付き税額控除制度を支持する意見が多い。代表的な研究としては橋本（2010）があげられる。

橋本（2010）は、『家計調査年報（2008年）』を利用して、複数税率化の逆進性緩和効果と給付付き消費税額控除制度の導入による逆進性緩和効果を比較した。計測の結果として、「複数税率化した場合の逆進性緩和効果はきわめて小さい。第Ⅰ分位の負担率は4.7%から4.5%へ低下するのにとどまる。一方、給付付き消費税額控除を導入した場合の逆進性緩和効果は、非常に大きなものとなっている。とりわけ第Ⅰ分位の負担率は4.7%から2.0%にまで低下させることが可能となっている」と述べている[51]。

本稿では、橋本（2013）の手法を踏襲して、給付付き消費税額控除の導入シミュレーションをおこなうことにした。橋本（2013）との違いは、橋本（2013）が仮想的な複数税率と給付付き税額控除の

50「社会保障・税一体改革大綱」p.32より引用
51 橋本（2010）p.50より引用

効果を比較したのに対して、本稿では、現行の複数税率制度と給付付き税額控除制度を比較している[52]。

表 4-4　逆進性対策実施後の消費税負担

単位：万円

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	Ⅹ	合計
世帯人員（人）	1.17	1.35	1.71	1.92	2.14	2.42	2.55	2.92	3.13	3.18	
年間収入	122	201	263	323	386	462	553	667	838	1,320	
課税消費	108.33	138.97	174.52	194.00	220.23	237.90	242.68	270.41	310.23	388.51	
食料	34.44	42.24	50.46	55.46	61.02	64.47	63.47	71.26	77.38	89.15	
食料を除く消費	73.89	96.74	124.06	138.54	159.21	173.43	179.21	199.15	232.86	299.36	
消費税（10%）	9.85	12.63	15.87	17.64	20.02	21.63	22.06	24.58	28.20	35.32	207.80
複数税率（10%、8%）	9.27	11.92	15.02	16.70	18.99	20.54	20.99	23.38	26.90	33.82	197.54
給付付き消費税額控除還付額	2.84	3.27	4.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.26
給付付き消費税額控除	7.01	9.36	11.72	17.64	20.02	21.63	22.06	24.58	28.20	35.32	197.54
消費税10%負担率	8.07%	6.29%	6.03%	5.46%	5.19%	4.68%	3.99%	3.69%	3.37%	2.68%	
複数税率負担率	7.60%	5.93%	5.71%	5.17%	4.92%	4.45%	3.80%	3.51%	3.21%	2.56%	
給付付き消費税額控除負担率	5.75%	4.66%	4.46%	5.46%	5.19%	4.68%	3.99%	3.69%	3.37%	2.68%	

出所：総務省統計局『家計調査年報（2021 年）』より作成。

本稿での複数税率制度の試案は、「食料」は 8%の軽減税率、「食料を除く消費」について 10%の一般税率が適用されるものと想定した[53]。本来の給付付き消費税額控除は、生活必需品に対する消費税相当額を還付する制度であるが、本稿は税収中立の下での逆進性緩和効果を計測しているわけだ。そこで、本稿での給付額は、消費税率が一律 10%の下で、増収額の 10.26 万円となる。この増収額は、低所得者層にシェアすることにした。

本稿における低所得者層の定義を『家計調査年報』の平均年間収入 300 万円以下の第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ分位とした。単純化のために、第Ⅲ分位までしか給付しない所得制限が設けられている。表 4-4 は、消費税の逆進性対策を実施後の消費税負担を示したものである。

表 4-4 によると、現行消費税率の場合には、第Ⅰ分位の負担率は 7.60%となる。消費税率を一律 10%に引き上げた場合には、第Ⅰ分位の負担率 8.07%に上昇する。軽減税率を廃止し、給付付き消費税額制度を導入すれば、第Ⅰ分位に負担率は 5.75%に低下する。この

52 橋本（2013）は、複数税率制度として食料品のみに5%の軽減税率を適用し、食料品以外には標準税率10%を適用するという想定を採用した

53 現行制度では、食料品に加えて新聞も軽減税率の対象品目となっているが、家計調査の10分位階級別のデータでは、新聞代が掲載されていないため、課税品目として処理した

負担率をグラフにしたものは図 4-4 である。この図から、第Ⅰ分位から第Ⅲ分位までの消費税負担率が劇的に軽減されていることが読み取れる。複数税率制度の逆進緩和効果は、高所得層まで生じており、軽減の度合も非常に小さい。したがって、複数税率制度より有効な対策として給付付き消費税額控除の導入が適当である。

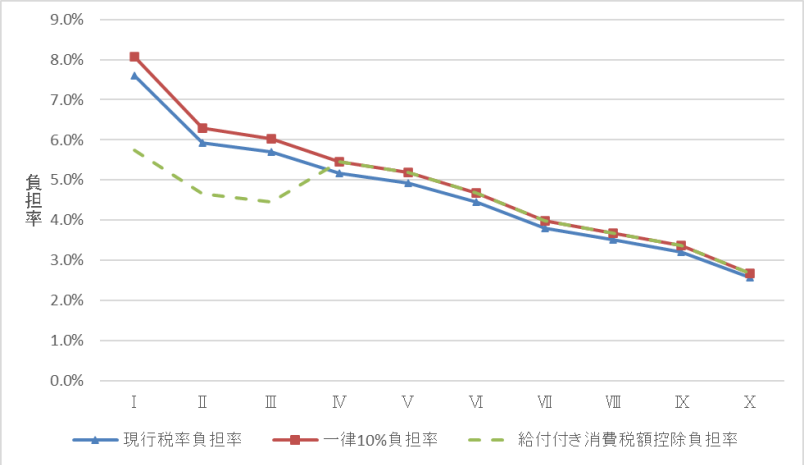

出所：総務省統計局『家計調査年報（2021 年）』より作成。

図 4-4　逆進性緩和効果の比較

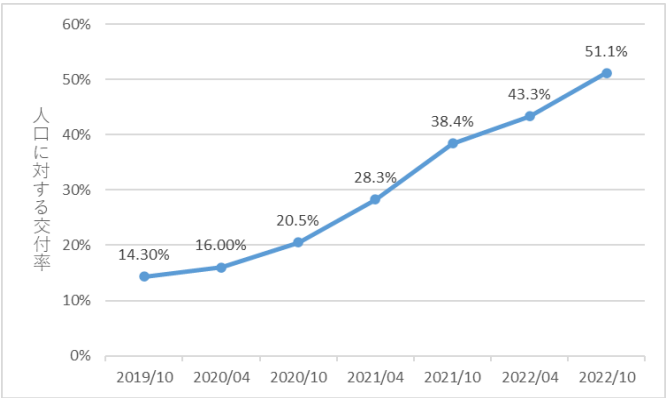

出所：総務省「マイナンバーカード交付状況について」より作成。

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html（2022 年 12 月 25 日）

図 4-5　マイナンバーカードの交付率

このような制度を導入するには、納税者の各種の所得を正確に把握する必要がある。欧米諸国は、数多くの国民が申告納税を行って

いることで、番号制度が整備されている。日本では、ようやくマイナンバー制度が導入されたものの、日本のマイナンバー制度では全国民の各種の所得を完全に捕捉するものとはなっていない。とりわけ、金融所得についての捕捉が不十分となっている。利子、配当、譲渡所得については、分離課税されていることもあり、すべての国民の金融所得と給与所得を合算して把握しているわけではない。給付付き税額控除を公平な形で実施するためには、国民一人一人の給与所得、金融所得を合算して把握したうえで、低所得層に現金を給付する手段を構築する必要がある。それには、国民全員にマイナンバーカードを取得させて、マイナンバーカードに銀行口座を紐付けることが必要となろう。

図 4-5 は人口に対するマイナンバーカードの交付率を描いたものだ。2019 年 10 月時点の交付率が 14.30%に対し、2022 年 10 月が 51.1%になっている。現在政府は、マイナンバーの普及を加速させるために、マイナンバーカードを取得した人に最大 2 万円分のポイントを与える「マイナポイント事業」を実施している。これは、公金受取口座の登録が必要となる。近年における交付率の向上は、これらの政府の施策によるものだ。さらに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、紙やプラスチックカードの健康保険証を 2024 年秋に廃止する方針が発表されている。このような施策でマイナンバーカードの取得率が向上すれば、給付付き消費税額控除制度の実現が期待できるだろう。

おわりに

本稿では、消費税率の引き上げがもたらす「景気に対するマイナス影響」と「負担の逆進性問題」について検討をおこなった。本稿で得られた結果は以下のようにまとめることができる。

第 1 に、消費税増税による経済への影響を見る際には、外部的要因や社会保障まで視野を広げる必要がある。特に、2019 年の増税事例を見る際には、米中貿易戦争や COVID-19 などの影響も留意すべきである。2019 年消費税増税時には、様々な景気対策を行われ、経済への影響は限定的だったとみられる。

第 2 に、2019 年消費税率引き上げ前後、駆け込み消費とそれに対する反動減が発生していたが、全階層の消費支出の回復が 2019 年 12 月にあらわれた。消費税増税に対する消費行動の変化は所得階層によって、かなり異なる。全体的に見ると、消費行動に与える影響は軽微である。

第 3 に、軽減税率を導入しても、消費税は依然として「逆進的」な構造を持っている。また、軽減税率による低所得者層への消費税負担率の軽減はそれほど大きくない。有効的な逆進性対策として、給付付き消費税額控除の導入を検討すべきだ。

消費税は、少子高齢化社会における重要な財源である。OECD 加盟国の消費税標準税率は平均 19.2%の水準になっており、日本の標準税率 10%と比較すると約 2 倍の差が生じる。今後も消費税増税の問題は、避けては通らない問題である。消費税増税の議論は、「受益」と「負担」の両方から、全体を眺めて判断をする必要がある。「社会保障と税の一体改革」では、消費税率引き上げの増収分は社会保障に活用するとしている。消費税の増税が社会保障の充実・安定化と財政健全化を目的としたためである。消費税率の引き上げが経済にどのような影響を与えるかについては、冷静な分析や議論が必要となるだろう。

参考文献

日本語

・井手英策（2014）「逆進性対策としての軽減税率と給付の検討」『税研』第 176 号、pp.32-38
・井堀利宏（2016）『消費増税は、なぜ経済学的に正しいのか―「世代間格差拡大」の財政的研究』ダイヤモンド社
・石弘光（2009）『消費税の政治経済学』日本経済新聞出版社
・上村敏之（2001）『財政負担の経済分析』関西学院大学出版会
・上村敏之（2022）「消費税は社会保障の充実に活用を」『税研』第 222 号、pp.32-36
・上村敏之・足立泰美（2015）『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社
・宇南山卓（2011）「消費増税、景気に影響軽微　社会保障維持に必須（経済教室）」『日本経済新聞』
・江川雅司（2021）「日本財政の危機と消費税の役割」『財政研究』第 17 巻、pp.91-104
・大竹文雄（2005）『日本の不平等』日本経済新聞社
・大竹文雄・小原美紀（2005）「消費税は本当に逆進的か　-負担の「公平性」を考える」『論座』第 127 号、pp.44-51
・小野塚芳雄（2014）「消費税の計量分析」『千葉商大論叢』第 51 巻第 2 号、pp.1-26
・栗原克文（2012）「給付付き税額控除制度の執行上の課題について」『税大ジャーナル』第 24 号、pp.97-118
・小林航（2014）「駆け込み消費と異時点間の消費選択」『CUC view & vision』第 37 号、pp.18-23
・佐藤主光（2011）「所得税・給付つき税額控除の経済学-「多元的負の所得税」-の構築」『フィナンシャル・レビュー』第 102 号、pp.73-103
・白石浩介（2019）『消費税の転嫁と帰着-2014 年増税が物価に与え

た影響』税務経理協会
・鈴木善充（2020）「社会保障財源としての消費税率の引き上げと逆進性緩和策について」『生駒経済論厳』第 18 巻第 2 号、pp.69-88
・鈴木善充（2011）「消費税における益税の推計」『会計検査研究』第 43 号、pp.45-56
・竹下諒・野地もも・畑農鋭矢（2015）「消費税増税時における消費行動の異質性　-マイクロデータによる実証分析-」『明大商学論叢』第 97 巻第 4 号、pp.665-679
・田代昌孝（2017）「消費税の逆進性緩和策に関する分析 -ジニ係数の計測に基づいて-」『桃山学院大学経済経営論集』第 58 巻第 3 号、pp.32-53
・田村なつみ・瀬古雄祐（2020）「諸外国の事例に見る付加価値税の減税等」『レファレンス』第 829 号、pp.103-127
・中里透（2010）「1996 年から 98 年にかけての財政運営が景気・物価動向に与えた影響について」『財政政策と社会保障』、pp.111-142
・内閣府（2011）「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」
・内閣府経済社会総合研究所（2018）「短期日本経済マクロ計量モデル(2018 年版)の構造と乗数分析」ESRI Research Note No.41、pp.1-70
・蓮見亮（2020）『動学マクロ経済へのいざない』日本評論社
・橋本恭之（1998）『税制改革の応用一般均衡分析』関西大学出版部
・橋本恭之（2001）『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会
・橋本恭之（2002）「消費税の益税とその対策」『税研』Vol.18、No.2、pp.48-52
・橋本恭之（2010）「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第 41 号、pp.35-53

・橋本恭之・上村敏之（1997）「村山税制改革と消費税複数税率化の評価―一般均衡モデルによるシミュレーション分析」『日本経済研究』No.34、pp.35-60
・橋本恭之・鈴木善充（2012）『租税政策論』清文社
・林宏昭（2014）「消費税の論点」『税研』第 176 号、pp.24-30
・林宏昭（2018）「租税原則と消費税」『租税研究』第 873 号、pp.159-170
・林宏昭（2019）『日本の税制と財政』中央経済社
・本間正明（2021）『日本の財政学―受難と挑戦の軌跡』日本評論社
・本間正明・滋野由紀子・福重元嗣（1995）「消費税の導入による消費者物価上昇効果の分析 -時系列モデルによる計測-」『経済研究』第 46 巻第 3 号、pp.193-215
・本間正明・橋本恭之・前川聡子（2000）「消費税と消費行動」『税研』第 93 号、pp.53-59
・平賀一希（2019）「消費税は景気を悪くするのか？税制とマクロ経済学」『経済セミナー』第 709 号、pp.22-27
・藤田隼平（2019）「消費税率引き上げ前後の個人消費の動向」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
・宮島洋（1986）『租税論の展開と日本の税制』日本評論社
・宮島洋編（2003）『消費課税の理論と課題』税務経理協会
・村澤知宏・湯田道生・岩本康志（2005）「消費税の軽減税率適用による効率と公正のトレードオフ」『経済分析』第 176 号、pp.19-41
・森徹・森田雄一（2016）『租税の経済分析-望ましい税制をめざして』中央経済社
・森信茂樹（2000）『日本の消費税―導入・改正の経緯と重要資料』納税協会連合会
・森信茂樹（2007）『抜本的税制改革と消費税―経済成長を支える税制へ』大蔵財務協会
・森信茂樹（2009）「消費税の逆進性対策を考える」『会計検査研

究』第 40 号、pp. 11-26
・森信茂樹編（2008）『給付付き税額控除　日本型児童税額控除の提言』中央経済社
・八塩裕之・長谷川裕一（2009）「わが国家計の消費税負担の実態について」『経済分析』第 182 号、pp. 25-47

英語

・ Atkinson A.B. and Stiglitz J.E.（2015）*Lectures on Public Economics*, Princeton University Press
・ Cashin, D. and Unayama, T（2011）“The Intertemporal Substitution and Income Effects of a VAT Rate Increase :Evidence from Japan”, *RIETI Discussion Paper Series* 11-E-045 .
・ Mirrlees et al.（2010）*Dimensions of Tax Design*, Oxford University Press
・ Mirrlees et al.（2011）*Tax by design*, Oxford University Press
・ OECD（2021）*Consumption Tax Policies in OECD Countries*, OECD

参考資料

・厚生労働省「社会保障・税一体改革大綱」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/zeiittaikaikaku_taikou.pdf（2022 年 12 月 25 日）
・厚生労働省「人口動態調査」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html（2022 年 12 月 25 日）
・財務省「令和 3 年度決算の説明」
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2021/ke_setsumei03.html（2022 年 12 月 25 日）
・財務省「国債発行額（実績ベース）」
https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/appendix/hakkou01.pdf（2022 年 12 月 25 日）
・総務省「平成 28 年税制改正大綱」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000392156.pdf（2022 年 12 月 25 日）

・内閣府「令和 4 年版高齢社会白書」
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/zenbun/04pdf_index.html（2022 年 12 月 25 日）